

九州大学百年史 第9巻 : 資料編 II

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1524115>

出版情報 : 九州大学百年史. 9, 2015-08-31. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第八編

九州芸術工科大学の創立

第一章 九州芸術工科大学の創立

第一節 国立産業芸術大学設置構想

四三六 国立九州芸術大学設置について

『国立産業芸術大学（仮称）関係』

国立九州芸術大学設置については、わが国においては、学術を主体とする国立大学は、全国的に普ねく配置されているが、芸術を主体とする国立大学は東京に設置されているのみである。

これがため中央と地方の文化面における格差はますます拡大される傾向にあり、これらの格差是正のためには地方に国立大学を設置することが緊急な課題となっている。

よつて政府においては、九州に国立九州芸術大学を早急に設置されるよう強く要望する。

昭和三十八年八月九日

九州地方知事会

会長 寺本広作印

文部大臣

灘尾弘吉殿

四三七 「国立産業芸術大学」の設置について

『国立産業芸術大学（仮称）関係』

「国立産業芸術大学」の設置について

「国立産業芸術大学」の福岡市への設置に關しましては、かねてから強く要望致して来たところであり、地元関係者はいうまでもなく、福岡市民、福岡県民、こぞつてその早急な実現を待つてゐるところであります。

このことについては、文部省におかれても事情を諒とせられ、格別の御配慮を頂いておりますことは、誠に深謝にたえません。

つきましては、地元の熱望にこたえて、ぜひ、昭和四二年四月より開学できるよう、さらに格段の御高配をお願い申し上げます。

昭和四一年六月二三日

文部大臣 中村梅吉殿

福岡県知事 鶴崎多一印

福岡市長 阿部源藏 印

〔註〕原本横書き。

四三八 国立産業芸術大学（仮称）設置に係わる協力方について

〔国立産業芸術大学（仮称）関係〕

文大大第二〇八号

昭和四一年一月一三日

福岡県知事

鶴崎多一殿

文部省大学学術局長

天城 勲

国立産業芸術大学（仮称）設置に係わる協力方について

当省においては地元の要望に答へ国立産業芸術大学（仮称）を福岡教育大学本校跡（別紙の通り）に設置すべく目下準備をすすめておりますのでよろしく御協力方お願いします。

別紙

福岡県から寄付を受けたもの

物件の名称 および所在地	土地面積	建物面積	工作物	その他	備考
本校跡 (福岡市塩原町)	三六、七九三㎡ (一一、一三〇坪)	七、五五三㎡ (二、二八四坪)	一式	0	

国において購入または建設したもの

物件の名称 および所在地	土地面積	建物面積	工作物	その他	備考
本校跡 (福岡市塩原町)	一七、二五二㎡ (五、二一九坪)	八、三〇六㎡ (二、五二坪)	一式	立木竹	

〔註〕原本横書き。

四三九 九州芸術工科大学の設置に伴い九州大学に協力方を依頼すべき事項について

〔九州芸術工科大学設置準備会関係〕

九州芸術工科大学の設置に伴い九州大学に協力方を依頼すべき事項について

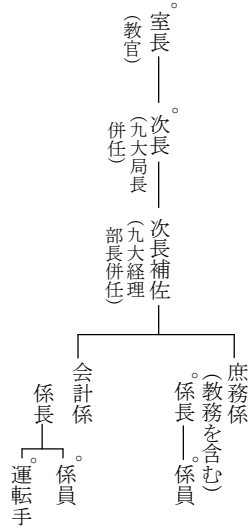
1. 設置準備のための世話大学となること。

〔注〕四一年一月一八日の九州大学を会場として開催の設置準備会総会において座長から既に依頼済みであるが、当日は遠城寺学長が海外出張中不在であったので、改めて依頼するものであること。

2. 九州大学に九州芸術工科大学創設準備室を置き具体的な設置準備に当ることとしたいので人的、物的な協力が必要とすること。

〔注〕

(1) 機構図



(2) 創設準備室は国立学校設置法施行規則に根拠規定を置くこととなるので正式発足は、昭和四二年六月一日となる予定であるが、準備は四月からなるべく早く始めることとしたい。

3. 上記2の具体的協力の主な内容は次のとおりであること。

- (1) 創設準備室長 (教官) の九大教授としての発令が必要であること。
- (2) 次長は九大事務局長の併任、次長補佐は九大経理部長の併任とし、庶務 (教務を含む)、会計等について人的、物的な協力を必要とすること。
- (3) 創設準備室の開設及び設置準備のために施設の一部を提供されたいこと。
4. 教員確保について協力を得るため文部省において次の措置をとる予定であること。
- (1) 設置準備会の委員に次の者を加える。

- ① 準備室長
- ② 九大教養部長
- ③ 準備室次長

(2) 昭和四二年四月二六日開催の設置準備会の機会に九州芸術工科大学設置の趣旨その他について九大を会場として、九大工学部等関係者に対する説明会を開催する。

[註] 原本横書き。

四四〇 九州芸術工科大学創立に関する衆議院文教委員会参考人質

疑

〔第五十五回国会衆議院文教委員会議録〕第八号

一九六七 (昭和四二) 年五月一九日

第五十五回国会衆議院文教委員会議録第八号

昭和四十二年五月十九日 (金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長	床次 徳二君		
理事	菊池 義郎君	理事	久保田藤麿君
理事	坂田 道太君	理事	中村庸一郎君
理事	八木 徹雄君	理事	小林 信一君
理事	長谷川正三君	理事	鈴木 一君

久野 忠治君

本日の会議に付した案件

中村 寅太君

参考人出頭要求に関する件

三ツ林弥太郎君

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する

唐橋 東君

法律案（内閣提出第四〇号）

小松 幹君

〇床次委員長 これより会議を開きます。

三木 喜夫君

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

出席国務大臣

文部大臣 文部大臣 文部大臣

文部大臣 文部大臣 文部大臣

出席政府委員

文部大臣官房長 文部省大学学術局長

文部省大学学術局長

文部省大学学術局長

委員外の出席者

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

参 考 人

〔中略〕

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〇床次委員長 この際、委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

まことにありがとうございます。目下当委員会におきましては、

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案について審査を進めておりますが、参考人各位より御意見を承

取らさせていただきます。御多用のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。目下当委員会におきましては、国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案について審査を進めておりますが、参考人各位より御意見を承

り、もって本案審査の参考といたしたいと存じますので、何とぞ忌憚のない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。

なお、議事の都合上、まず御意見をお一人約十五分程度で順次お述べいただき、その後委員からの質疑にお答えをお願いいたしたいと思っておりますので、以上お含みの上よろしくお願いいたします。

それでは、順次御意見をお述べいただきます。

まず、関口勲君からお願いいたします。関口君。

○関口参考人 私、東京家政学院大学の関口でございます。突然こちらで意見を述べるようにとのお指図でございます。十分にまとめておりませんのでお聞き苦しいかと思いますが、十五分程度で話し申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私、自分のいまの仕事とは直接の関係が本日の議題の問題にはないのでございますが、ただいまの、最後の名前で申し上げますと、たまたま九州芸術工科大学をつくるという地方の要望がございます。て、そういう新しい内容の大学が大学の教育として成り立つかどうか、それから、そういうものができて社会的な需要その他の関係がどうであるか、かりに、それが成り立ち得るとすれば、学部、学科の組織、教育課程、教員組織、施設、設備等はどうあるべきかというふうなことについても文部省側で調査をすることになりまして、当時は国立産業芸術大学の調査に関する会議という名前で調査会ができました。専門家の中にまじりまして私もその委員になったので

ございますが、私がたまたまその委員会でもとめ役を仰せつかりましたので、この大学の内容につきましては全くのしろうとでございますけれども、まとめました責任上、若干内容を、時間の許しす範囲でもって申し上げて、御了解をいただきます。私自身は、もちろん委員会ですという結論が出まして、文部大臣にも報告をしたことでございますから、この大学の設立は、日本の現在の教育分野の上で、あるいは学問研究の上では緊急に必要なものである、こういうふうな個人としては考えておるわけでございます。

芸術工科大学としまして、非常に新しい名前の大学でございますので、内容につきまして、必要なばわれわれの報告書には十分に書いてございます。ことにこの大学は、そういう意味で非常にユニークな、特異な大学でございますので、大学の目的あるいは学科の内容、ねらいというふうなものを十分に御説明するものを残しておかぬといかぬという立場で、実は私が申しまして、全体にわたる説明書をつくって文部大臣のほうにも差し上げてありますので、こまかいことはそれをごらんいただきますと御了解いただけると思うので、十五分くらいではなかなかうまくお話ができないかと思うのでございますが、あとは御質問に応じてお答えいたしたいと思っております。

デザインということばは非常に語弊のあることばでございますが、この大学の目的としては、一言にしてごく簡単に申し上げますと、

高い次元のデザインについて研究し、教育する。だから、この大学で育成いたします学生の卒業後の社会における活動は、高い次元のデザイナーの養成をする、こういうことにあるのであります。もう一つ言いかえますと、今日の科学技術の発達や、その現実社会に対する応用の上から考えまして、この大学で育成しようとする人間像は、多くの技術のある一定の高次の立場から総合計画する、このことをこの大学では設計ということばであらわしておりますが、いわゆる通常使われる設計より、もつともつと広い、高い意味の設計ということになるかと思うのであります。

科学技術の伸展によりまして、いろいろな産業分野その他の分野でもって非常に人生の利便がふえてきたことは申し上げるまでもありませんし、産業方面でもいろいろ新しい生産物が出たりして、社会に裨益していることは申し上げるまでもありません。その分野だけで考えましても、今日では電気の専門とか機械の専門、それもちろん必要でありますけれども、それだけが個々々に生産現場を分担しておるのではりっぱな製品ができないわけでございます。私どもの立場から申しますと、要するに、技術と芸術との中間の応用の分野、こう考えまして、もう少し高い次元のことを考えているわけでございますけれども、応用の分野だけで考えましても、それぞれの特殊の専門の技術が個々ばらばらでは、りっぱな生産はできないことは申し上げるまでもないのですが、ことに産業

の関係では、御承知のように、このごろでは日本の産業の伸展に伴いまして、国内の国民の需要にもマッチしなければならぬし、海外にも輸出しなければならぬ。その場合には、ただ製品の精度とか機能とかいうものがいだけでは困るので、その製品全体が、人間の嗜好ということばは悪いかもしれませんが、心理に十分訴えていくような形でつくられることが必要である。そういう点で工業デザインということが、いろいろ現在でもいわれておるわけであります。そういう意味におきまして、応用部門だけ考えたやや低い次の場合でも、総合的なことはある程度行なわれておりますし、それは必要でもありませんが、ことにこのごろは情報伝達の機能が、あるいは機関が非常に発達いたしてまいりまして、製品をつくるにいたしましても、ただそれだけではいけないので、人間の生理、心理、あるいは経済、あるいは社会的な事情その他のものを頭に入れて、製品をつくる場合の全体の計画を立てなければならぬというふうな状況であります。この点においては、実業界の方に伺いますと、日本はまだまだおくれおるといふことでございます。

それから、最近問題になっておりますように、私どももそこまでわれわれの大学の使命であると考えておるのでありますけれども、時代の進歩に伴いまして、都市集中の傾向あるいはマンモス都市ができて、各種の不便がある。道路は道路だけで計画する、あるいは建物は建物だけで計画するというふうなことでは、各種の不便と申し

ますか、人間生活を圧迫することができてくることは申し上げるまでもないことでありまして、都市集中とか、あるいは工場一つつくりにいたしましたしても、例の公害問題というものがいろいろ起こっております。これはこの大学の立場から申しますと、もう少し高次元の、私のことでは言えば設計、広い意味のデザインをこなし得るような人材が乏しい。あるいはトップマネージをなさる、あるいは官庁においていろいろ御計画になったり、地方公共団体が計画いたしました場合、そういうふうな高い次元から総合的にあることをきめまして、これを実行するというふうな点がどうも足りないという点もございまして、そういう意味で地域の開発とか、あるいは国土計画とか都市計画とか、あるいは産業の立地とかいうふうなことにつきまして、もう少し高い意味の、総合的な企画をなし得るような人材が必要であるというふうなことも考えます。そういう意味で私どもは、近代の技術の発達に伴いまして、この大学の基本的な理念といたしましては、技術の暴走によって、申し上げるまでもないこととでありますけれども、人間性が疎外されておる。これは単にこの大学だけの問題だけではございませんけれども、大げさに言えば人類全体の問題でございまして、技術が人間を疎外する点を、基本的には技術をもっと人間化して、人間の生活に最も適合するような形で技術を実施していくというふうなことが、この大学の基本的な考え方と考えておりますわけでした、狭い専門の分野からだけで設

計されたりいたしましたすと、物質面の技術の点だけでもいろいろな問題を起こしますし、特に人間生活全体から考えますと、人間の福祉を阻害することもたくさん出てまいっておりますわけですから、この大学の基本的理念は、いま申し上げましたように、技術が人間疎外をすることを極力避けるような形で技術を駆使していくという、高い立場からそういう企画ができるような人をつくるのが必要であるというのが、この大学の立場であります。

それから、技術を自然科学に適用いたしましたして、技術を進めるといふことはもちろんでありますけれども、同時に、いまのこの高次のデザインをする、高次の設計をするような人材に関しましては、単に自然科学的な技術、学問だけでなしに——それはもちろん必要でございまして、それだけでなしに広く人間そのものに対する理解、心理、生理あるいは歴史、経済、社会その他の人文社会全般にわたります——全般と申しますか、この人材が持つていなければならぬような、この大学卒業生が持つていなければならぬような、高次の設計者としてどうしてもなければならぬような、そういう広い意味の教養を与えることが必須のことでございまして、その点について十分大学は気をつけて広い教養を与え、しかも各部門にわたります技術についてもある程度の造詣を持ち、これらの多数の技術を総合企画して、先ほどのような目的に合うようなことを行なうというふうなことを考えておるわけであります。

そういう意味で、この大学は、私どもの委員会で作りました内容では四学科編成にしたい。単一の学部、芸術工科大学芸術工学部という名称にいたしました。その学科はそれぞれ四講座編成で四学科置きたい。その学科が非常に目新しいと申しますか、審議の結果、どうしてもこういうことを使わざるを得ないのでそういうことになったのでありますけれども、こまかいことを申し上げられないと思いますので、学科の名前だけ並べておきますが、まず第一の学科は環境設計学科、これが先ほど申し上げましたように、地域設計とか都市計画とか、その他の問題を研究、教育する学科でございます。環境設計学科は、外国流に申しますと、われわれの委員会ではエンバイロンメンタルデザイン、そういう学科を考えておるのです。

それから工業設計学科はインダストリアルデザイン、これも従来言われておりますように、ただ自動車の形をよくしようとする、電気器具の形を民心にアピールするように努力しようとか、そういうことでなしに、もつと高度なものをやるといっております。先ほど申しましたように、経済、社会、芸術、生活等、非工学的な要素も十分考えて、インダストリアルデザインについて、人間の生活に最も適合した設計をするというふうなことをねらいといたしておるわけでございます。この点につきましては、実はこの学校の内容は、いまも申しましたように非常にユニークな総合的な内容を持っておりませんが、諸外国にもそうたくさんはあるわけではございません。

しかし、すでにハーバード大学には設計学部というのがございますし、カリフォルニア大学には環境学部というものもございますし、その他マンチェスター工科大学、ウルムの設計大学、イリノイ、シラキウス等、若干はこの種の学校教育内容の一部——一部と申しておかしいかもしれませんが、一部にたとえば工業設計だけをもつばらやるといような大学ができておるわけでありまして。日本には、不幸にしていまだこういうのがございません。つけ加えますと、いわゆるデザイナーの養成は非常に最近はやっております、短期大学——主として私立大学でございます短期大学あるいは四年制大学で相当そういう学科ができておりますし、国立では千葉大学工学部に工業意匠学科というのがございます。それから芸術大学にもございますが、それぞれ私どもの目的から言いますと、ややまだ低い次元——と言うとはなはだ失礼でございますが、というようなことでございまして、私どもとしては、先ほど申し上げましたような人間疎外の現象を避ける、あるいは高次の総合的な設計をするという立場では、もう少し考え直した学科編成が好ましいと考えておるわけでありまして。

第三の学科は、これまた非常にお耳に新しいことばでございますが、画像設計学科というものを考えております。これはビジュアル・コミュニケーション・デザイン、そう申し上げたほうがいいかもしれません。画像設計学科というのは、視覚の媒体による情報の伝達

を有効円滑に行なうための設計計画をする、そういうことを研究し、教育するという学科である、こういうふうに考えております。これは、こまかいことを申し上げるまでもなく、テレビの発達、写真その他の情報の発達等で、こういう方面の設計が非常に大事であるということはおわかりくださったことと考えます。これらの者の卒業後に迎えます職種については、後ほど御質問でもございましたらまた申し上げます。

それから、第四番目の学科は音響設計学科、これは外国にあまり類がないのでございまして、委員の諸先生のお話を伺いますと、ドイツのデットモルトという大学にトーンマイスタークラッセというのがございまして、音響設計コースとでも申すのではないのでしょうか、よくわからないのですが、われわれのことでは音響設計コースというのがデットモルト大学にはあるということでございますが、比較的おけている場面。しかし、中身は、申し上げるまでもなく、現在音響を取り扱うところの産業は一概いけません。また、われわれの生活環境の中でも、楽音ばかりではない、騒音が非常な問題になっておるわけでありまして、この学科としては、むしろこの楽音を意味するというよりも、騒音及び電子音まで含めたあらゆる音をここで取り扱うというふうにしておりますが、しかし、音の感覚を養うには、どうしても楽音を取り扱い、耳の訓練をし、あるいは身体の訓練をしなければ音の感覚は養われませんので、今度は教育

内容になりまして相すみませんですけども、この学校では、他の三学科は主として芸術、美術につきまして相当な実習もいたしますし、理論の勉強もいたしますし、鑑賞もいたしますが、この音響設計学科につきましては、音楽について相当な実技を課し、理論も与える、そうして訓練もするというふうなことを考えておるわけであります。

以上、十分に取りまとめることができませんでしたが、この大学がどういうところをねらっておるか、また、どういう学科の編成をしておるかということを一応私から御説明申し上げます。この調査をいたしました調査会議の主査として、私はもちろんこの案に非常に賛成でございまして、ぜひ日本にこういうユニークな大学ができてほしいということを考えておる次第でございします。

○床次委員長 次に、今道友信君にお願いいたします。

○今道友信 次は、東京大学の文学部におきまして、美学芸術学部の主任をしております助教授の今道友信でございます。

ただいま関口先生から詳しいお話を伺いまして、それからその前に、私は短期間でございましたが、刷りものを拝見いたしましたところがございますので、純粹に学問の立場からだけ考えていることを申し上げてみたいと存じます。

まず第一に、私は、大学がこれ以上非常にたくさんつくられるということについては、多少問題があるんじゃないかということをお

「常々考えておりますので、その点が私の意見の中に多少出てくるおそれがあるかと存じますので、その点を省きまして、純粹にこの大学の計画だけに以下の話はしていきたいと存じます。ただ、基本方針として、今後やはり既存の大学をもう少し充実さしていくほうに主力を注がれて、いろいろな意味で大学が乱立するということは、日本の学問、それから教育、文化全般にとつて問題ではないかということを、皆さま御承知とは存じますが、この機会に私から一言それだけ申し上げさせていただきます。それで、問題を大学にしぼります。」

まず、ただいま関口先生が御説明になりましたような新しい種類の学問、並びにそれに対する研究がきわめて大切だということは、私も十分よくわかります。そして、この種の学問のためにわれわれが力を合わせて努力していかなければならないということ、これはもうあらためて申すまでもないことでございます。関口先生のおっしゃったとおりだと存じます。ただ、私は、こういう学問というのは、従来の専門分野というもののような研究のしかたととは違った形でしていかねばならないのではないかと考えるのでございます。つまり、どの学科というふうにまだ分けることのできない、いわゆる中間の研究領域でございます。あるいは総合的な研究領域でございます。したがって、こういう学問を尊重し、こういう学問の研究を推進するということが、直ちに学部の創設であるとか大学の

創設ということに結びつき得るかいなかということとは、専門家として多少私は問題にしているものでございます。したがって、ただいま関口先生のお話の中にもございましたように、こういう学問についての研究は、ハーバードやイリノイや、あるいはどこでございましたか、私もちよつと聞き漏らしましたが、有名な大学全部でございますが、それはすべて総合大学でございます。そのたとえば医学の研究者あるいは芸術の研究者、心理学の研究者、法律の研究者、社会学の研究者、そういう者がそれぞれ集まってディスカッションをする付置研究所として発足いたしております。初期の、つまり学生を、そのまま入学させるという例はまだきわめて少ないのでございます。それからウルムの例をおあげになりましたが、このウルムの場合も、これはもともと、御承知のとおりにはパウハウス運動という一種の精神運動、芸術運動、そういう哲学的な反省を持った人々の間から出てきたものでございまして、直ちにこの御計画にありますようなものと一致する例としてとつてよろしいかどうかということとは、私としては疑問に思うところがございます。

それから、こういう新しいすぐれた重要な研究領域を開拓をし、進めてまいります場合に、私どもの考えといたしましては、既存のいろいろな大学でそういう関心を持っておられる方々がいろいろな形の、たとえば研究所要請とか講座要請とかあるいは学部要請とかいう形で出ておるのでございますが、そういう既存の総合大学の設

備拡充ということ以外に、総合大学の基盤のないところにこういうものをつくるということがはたしてどうかということも、私としては問題にしなければならぬことではないかと存じます。したがって、これは学問しか知らない者の夢というふうにおっしゃるかもしれませんが、かりに九州にできますのでしたら、国立なんでございませぬから、九州大学を増強するというか、そうして世界的なレベルにしていくなめの方法をとられるということも可能なんじゃないか、そんなふうに考えました。

それから、そういつたことにもかかりませぬ、どうしてもこういう大学を新設するということが、もうある程度基本方針としてきまつているということでございますならば、今度は第二段階といたしまして、この御計画そのものについて、私の考えておりますことを申し上げてみたいと存じます。

それぞれ私が多年尊敬しております諸先輩の方々が熱心に討議なすつた結果でございますので、私の申し上げますようなことは、すでに論議の中に入っていたとは存じます。それから関口先生も、単なる職人のようなものをつくるのではない、ことばがいいかどうか存じませんが、ほんとうのこういふ新しい技術社会のエリートとして指導できる人をつくりたい、そういうお考えで、そのために人間的なものをも十分尊重した、こうおっしゃるのでございますが、その点が、私どもの目から見ますと、たとえば講座の名前の中に全

然出ておりませんのです。こういうことは、つまり芸術というようなものになりますと、これは何と申しましても人間の自由な精神の活動でございますので、それがどんなに商業社会あるいは技術社会の中で活躍する種類のものでもございまして、およそ芸術ということとを研究する機関でございますならば、これは決して自分の学科の権利を主張するというわけではございませんのですが、哲学的あるいは美学的、芸術学的なものを重点的に研究する講座というのは、やはり並んでなければならないのではないかと。そうしなければ、ほんとうに大事なものは工学的なものでいいというような印象をどうしても社会も受け取るでしょうし、学生も受け取っていくのではないかと、そういうふうに考えます。

それから今度は、芸術ということばをさておいても、産業とか工業とかということばになりましても、これはもう今日の社会全体を特色づけるものなのでございまして、管理技術としての工業形態ということを考えてみますと、どうしても社会学的な研究というものを少なくとも一講座なり二講座なり、こういう工科的なものと並んで置く必要があるのではないかと存じます。これはちやうど、先ほどの御説明にございましたデザインということば、これは皆さますでに御承知であるとは存じますが、日本で受け取られておりますデザインというのは、これはジャーナリズムとか商業政策のほうから入ってまいりまして、欧米の、こちらの方面では進んでおります国々

で使つておりますデザインというのとはずいぶん違いまして、デザインというのとは、ただいま関口先生が御説明になりましたように設計という意味でございます。設計と申しますと、今度は建築上の設計とか、ああいうものをお考えになるといけませんので、これまた設計とも訳さないでいまままで過ごしてきたわけでございますが、例をとつて申しますと、たとえばこういう会議をするにはどういう採光条件で、どういう換気装置があつて、どういう机の配置で、どういうことであるならば一番理想的に会議が運べるか、そういうことを全体を計画しよう、こういうことなんでありますから、ある意味で計画というふうな意味でございます。設計よりも、もっと進んで言えば計画をするということでもあります。それで、そういう重大な計画というところでございますと、たとえば環境設計というような場合には、また話が前と混同いたしますが、この環境に一番大事なものは衛生とか医学とか、それから人間の心理とか、社会の法律上の問題とか、それから既存のいろいろな技術形態の中で、わけても美を實現していくためにはどういふふうにしていかなければならないかというふうな、ちょうど総合大学で研究するようないろいろなことが必要になってまいりますので、どうしてもこういう大学をつくらなければならぬとおっしゃるのでしたならば、その点はもう少し御審議いただいて、いわゆる人文学のものをもう少し正面にお出しにならないければ教育効果も薄れていくのではないかと存じます。

それから、何よりもこういう問題についてお考えいただきたいことは、こういう学問を推進する機関が、その土地はどこであれ、要するに全日本的というか、全国的視野と申しますか、そういう観点で十分人間も集められる、それからその設備も整う、そういうようなことにしていく。

はなはだ僣越なこともございましたのですが、考えて問題としておりましたので、私が考えておりますことを、先ほど委員長の方が率直にとおっしゃいましたので、おっしゃられなくても率直に申し上げるつもりでございましたが、申し上げてみました。足りないところは、また御質問がございましたら、私の知っている限りのことではお答えしたいと思います。

結論として一言申しますと、こういうものを推進するという計画自体に、私はちつとも反対するものではございません。ただ、こういう推進の具体的な方法として、私としては危惧するところが多少ある、こういうことでございます。

○床次委員長 以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○床次委員長 次に、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。唐橋東君。

○唐橋委員 他の委員の方から御質問があると思っておりますので、私の質問は要約して簡単に両先生方をお願いしたいと思います。

最初に関口先生にお伺いしたいのですが、関口先生の主査としての現在までの御努力に対して深い敬意を表するものがございます。先生がいま申されましたように、非常に特異な、そして非常に高度なもの、現代社会の中でほんとうに必要なもの、こういうねらいの大学でございますので、私たちもそのような観点に立ちながら、十分いろいろ意見を出してみたいというような立場であるわけでありますが、ざつくばらんに申しまして、先生いままでの議論の中で、いままですいぶんと各専門の方が討議された中で、実際これは一番困難だとか、これは一番やはり重要だ、こういう議論はどういうところだったですか。それをまず出させていただきますと、私は非常に参考になると思います。一応説明書の中には、ずっと概念的なこと、全般的なことが全部記載されていますが、この全般的な、あるいはこの内容というようなものを通じながら、総括的にこの大学の性格なりあるいは今後の持つていき方として一番これが困難である、こういう点がいままで議論された中であったと思うのであります。それをまず出させていただきますと、私たちが非常になるほどと理解できると思います。

それからもう一つは、やはりいままでの大学制度の中で新しい一つの専門大学の形になりますから、この大学の研究体制、いままでの既存の大学網とも申しますか、大学組織とも申しますか、そういうものとの関連についてはどのような、現在までの経過の中で

御議論があったかということも、二番目にお伺いしたいのでございます。それからもう一つは、このような一応の青写真ができたわけでございますが、このような青写真で全国的な観点に立ちながら、これを充実していくとするならば、新しい一つのあり方として充実していく上において、やはりそれ相応の設備、そういうものが十分かどうかということも考えなければならぬ問題だと思っております。そういう場合に、先ほど申しましたような大学組織の中にあって、やはりこういう点はほんとうに今後中心的な設備として十分金をかけながらやらなければならぬ、こんなような点が今後の問題として出てくるだろうと思っておりますが、それらの点につきまして、いままでの経過等を含めてひとつお話し願えば非常にありがたいと思います。

○関口参考人 初めの二つはやや抽象的な御質問だったので、ちょっと私了解しなかったかもしれませんが、私の受け取った範囲で申し上げさせていただきます。足りませんでしたら、なお御質問願います。

一番困った点はどうか、困難な点はどうかというお話がございました。調査会といたしましては、この問題につきましては非常に熱情をわかつて、それぞれの専門家の方に参与していただきました、長い時間をかけて討論し、まとめ上げたわけがございます。そこで、

こういふ大学は日本にぜひ必要であるといふことでございますが、困難な点は、いまも今道先生からお話がありました一つなんです、今道先生のお話は、人間形成についてもっといろいろな講座を設けてやるべきだ。ごもつともなんで、われわれのほうも全然同感なんです。ところが、ただいまの大学の基準の制度でございますと一応四年間でやることになっておりますけれども、四年間で、私どものほうでは一般教育は非常に大事であるから、できるだけつりはな一般教育をしなければならぬという意味で、ただいま大学設置審議会から文部省のほうに出されております大学設置基準の改善でございますけれども、改善のうちの一番の問題点は何といつても一般教育でございます、従来的一般教育ではとても新制大学の使命は果たせぬ、ある場合には一年半も二年もかかってむだである——むだとまでは言いませんが、二年間で一般教育を相当な時間を使ってやるといたしますれば、もう少し少くふうがあるべきでございます、その点のくふうは、新基準の趣旨によりましてカリキュラムの中では相当いたしておるのであります。しかし、もっとほしいのでありますけれども、四年間の中に、百二十四単位が卒業単位でございますが、この大学は、詰め込みにわたらぬ程度で百四十まではどうしてもやらないと、この大学の教育の使命は果たせない。ですから、一般教育科目と基礎教育科目、共通専門科目及び専門教育科目と四段階があります。いろいろ新しい授業科目がございます。そういうも

のを加えましても、百四十ではどうもつらいなというのが一番の問題点でございます、われわれ報告書のほうのごく末尾にも書いてございますが、創設する大学にすぐ大学院、研究科を置くわけにいかないのがいままでのならいでございますけれども、もし四年間の学年進行が済みまして卒業生が出る晩になったら、どうしてもこの大学には研究科を置いて、そこでも少し仕上げをしたり、やや不十分であった点の教養は与えなければならぬと考えております。

そのことは付記してございます。その点が非常に困難な点で、今道先生からもその点を突かれたわけでございますが、われわれとしては今道先生のお考えに全然同感なんです、そういう与えられたワクの中でやるのには、どうにもこの程度よりしかたがないというのがわれわれの苦しいところでございます。そのためには、大学で将来考えていかなければならぬと思っております。

その次に困難な問題は、当然、御承知のように教員組織の問題であります。従来もこの種の総合的な研究部面につきましては、そう人があるわけではございません。ところが、教育課程の中に新しい授業科目を相当たくさん取り入れておりますので、これに直ちに備え得る人が、大体見当はつけておりますけれども、そうたくさんはない。この供給源は、裏話を申し上げますと、いまこの種の問題につきまして学問的熱情を燃やして海外に留学している若い研究者が相当おるのだそうであります。私は直接は存じませんが、そ

れらがたとえばアメリカにも相当行っておりまして、そういう方をぜひひとつ招聘したい。そういう方も招聘して教授陣容を充実したい。

それからもう一つは、何らかの財源を得て、助手クラスの人なり講師クラスの人、この方面についての研究の一端をやっております者を大学の教員といたしまして、そうして一定期間海外に留学させましてこの新しい方面の研究をさせて、戻してこの大学でそういう新しい授業科目についての担当をしてもらいたいというねらいを実は調査会としては持つて、文部当局にもそういうことは耳に入っておるわけなんです。これからの実行問題でございます、それがどうなりますかは、いま文部省のほうでいろいろお考えになっていることではないかと思えます。

困難と申しますとその点が一番問題点だと思いますが、調査会としては何とかそれは切り抜かれるというつもりで、そして専門の先生の中には、それぞれ人についてのめどをつけていらつしやるようでございます。

それから、既設の研究体制との関連をお尋ねのようでございます。これはこれからの問題でございます、まだ、いま教員組織をやっておりますから、その際にそういう問題が当然起こると思えます。

この大学の教授科目の中には必修、選択、それぞれでございます。選択科目の中には、各大学のそれぞれの専攻の先生の非常勤講師とし

ての御協力を仰がなければならぬことが相当たくさんございます。で、自然、これから、いま御指摘のような他の研究機関、大学等との連携の問題が出てくるかと思えます。ただいまのところは、その程度ではないかと思うのです。

それから、施設、設備のことでございます。これはもう、調査会としては、できるだけこの新しい大学の目的に沿うような施設、設備がほしいことはもちろんでありまして、施設についてもこれだけの研究室、あるいは実験室、自習室等が要するという調査を報告書の中につけております。それから設備につきましても、各学科につきまして一つ一つ器具、機械、その他点検いたしました、必要なものを計上いたしました、たしか約六億七千万円くらい必要であるというところを、われわれの考えをお出ししたてでございます。ただ、御質問ですからお答えせざるを得ないのですが、幸いにして福岡の芸術大学、いまの教育大学が統合されまして、福岡の本部がいまあいております。そこに一万六千坪の校地と、それからどのくらいございますか、二、三千坪の建物があるかと思うのでございますが、それをとりあえず使わなければならぬという問題がございます。それはある程度補修したり、増強したりすることは必要であろうと思えます。ただ、これまた、ここで申し上げるのもいかがかと思えますけれども、調査会としましては、できればこういう芸術と技術との総合されたような学問をし、教育をするところなんだから、施設そ

のものもそういう情緒に訴えるような雰囲気のある、ぜいたくなんですけれども、あるような施設もほしいなど、そう言っているだけで、何も申し上げてはおりませんですけれども、これは文部省御当局が予算とのにらみ合わせでしかるべくお考えになることであります。調査会としては、そういうものは、望むらくは将来ほしいなという考えを実は持つております。

お答えになりましたかどうか、一応……。

○唐橋委員 これはあとで今道先生への御質問にもなる、またお伺いしたいと思つておるわけなんです。一番私たちが関口先生にお伺いしたいことは、いままでの計画の中で、これだけ重要な性格を持ち、そして必要性の中で誕生していく場合に、やはり最初の出發が一番大切なのではないか。どうしても、国立でございますから、やはり有形、無形のうちに他への一つの方向づけがこの中から出てくる、こういうことが常に念頭から離れないわけでございます。そういう中において出發するとするならば、もつと理想的なもの、そういうものをほんとうに考えて出發していきたい、こういうような考え方の中でいま御質問申し上げたわけでございますけれども、私の心配なのは、ほんとうに高等な技術家の養成が中心になって、そして何かやはり技術だけが先行されて、もつと高次なものがねらいでありながら、実は結果的にはそれが出てこなかった、こういう大学になつてはならないというのが私たちの一番の関心の的でございます。

ますが、いまの学科編成やその他単位の点を聞いてみますと、そういうような点に十分御論議が出ておつた、こういうことをお聞きしたわけでございますが、やはりこれは研究科というようなものを併設しなければ、それができ上がつてこなければ一応完成とは考えられませんか。いまの考え方の中から当然そういうものが出てくると思いますが、どうですか、具体的に。

○関口参考人 再度の御質問でございますが、調査会としては、とにかく先ほど申しましたように四年の修業年限、百四十単位を標準とする、こう考えますと、先ほど来のこの大学のユニークな性格や、ことに一般教養をうんとして人間をしっかりとつていかなければならぬ、あるいは芸術に対する理解を十分持つた者をつくつていかなければならぬ、しかも専門の学問も相当やらなければいけない、こうなりますと、四年ではやや不安心であるというのが委員の一致した意見でございます。ただしかし、いまの四年のワクがございまして、これはやはり新制大学としては守らざるを得ない。そうすれば、私どもの報告書の中には、一応この範囲でもつてできるだけ範囲のことをやつて、そして卒業生をこの趣旨に沿うような者を出す、一応ということばを実は使つておるのです。その一応ということがいま御指摘になつた点なんでございまして、現在の制度のワク内のできるだけのことをやる、しかし、先ほど申しましたように、そのあとに付記いたしましたして、できればある時期にはひとつ大学院

をつくっていく、そうでなければほんとうにこの大学の目的を完全に果たすことができない、こういうふうな報告をしておるわけです。

○唐橋委員 今道先生にお伺いいたしますが、先生が専門的な美学、芸術学の立場からこれを見られたいまのお考えをお聞きしたわけでございます、どうしてもさっき私が申し上げましたように技術屋の養成におちいらないように、こういうような趣旨と私、理解したわけでございますが、技術屋ということが適当か適当でないか、ことばの表現がもし語弊がありましたら私としては申しわけないのですが、どうしてもそういうような、端的に申しますとほんとうに高次のものをねらいながら、いま関口先生の申されましたような年限の中でそういうものを消化していかなければならない、こういうような場合に一番困難な問題が出てくると思うのでございますが、

実際専門的な立場に立たれまして、そして今道先生がいま申されましたような一つの趣旨の上に立って、この教科課程ですか、各授業科目の区分というようなもの、専門教科目というようなもの、そういうものを一応検討された場合に、どの点が学科的に見て不足だ、こういうような点がもしおありでしたら、専門的な立場からひとつお伺いしたいのでございます。

○今道参考人 ただいまの御質問に對しましては、先ほど私が意見を述べましたときに申しましたことが、すでにお答えになっているとは存じませぬ。しかし、念のために申し上げておきますと、例をと

って申しますと、環境設計学、たとえばそれは環境計画学と言ったほうがいいくらいなものだと私、申し上げましたけれども、そういうものは、私どもの考えますところでは、従来の芸術とか技術とかというのとずいぶん違うのでございます。それで、たとえば東京芸術大学などで教えております芸術というのは、それは非常に大きな作家の場合、あるいは演奏家の場合は全社会を動かすということがございますが、普通は、まずその人の内面的な要求を満たし、そしてその人がそれでもって何らかの形で社会に貢献すると同時に、実存を確保できればそれでいいという、いわば個人的なものでございます。それから従来の工学部などで教えております、また研究しておりますものも、例外を除きますと、これはやはりその人の責任においてできてる。そしてその使い方というようなものに限られて、どちらかといえば個人的な色彩が強いわけでございます。環境設計学などということになりますと、これは実はその学問の名前自体が、大きく言えば全人類、それから小さく言いましてもある工場全体の、生とか実存とか仕事とか全体にかかわるものでございます。それは非常に大きな学問でございます。ですから、私どもにしまして、それからそういうことに興味を持つ人々は、総合大学の中におきまして、各学部で専門教育を受けた者が大学院でそういうものを研究するというふうな形を考える人々が多いわけでございます。初めから、十八、九なり二十くらいからそういうことをやっ

ていくことができるかどうかということ、私はやはり疑問に思います。

それから、あと二、三分でございますが、非常にわかりやすい例で申しますと、私の研究というのは、美学、芸術学を現代の技術的な社会と関連させて研究していくということでございます。これから申し上げますものと多少違いますが、比較美学というような研究がございます。これは東洋の美学思想とか西洋の美学思想と比べて、何か全人類にもっと基本的な示唆を与えるものはないかというようなことを考える学問でございますが、これは非常に重要な学問で、これを推進していかなければならないのでございますが、そういうふうにするその学問を大切にすることが、直ちにそういう学問をつくるということと実は結び合わないところがあるわけでございます。そういうものは、たとえば東洋美術の専門課程をしっかりといた者が、初めてその基礎の上に立って新しい領域の人とシンポジウムをし、ディスカッションをしながらつくり上げていく、そういうふうな考えられているわけでございます。ちょうど環境設計学などというのは環境衛生学などよりもっと大きなものじゃないかと思えますので、かりにこういう計画が推進いたしました暁におきましては、少なくとも方向としては大学院でそういうことをやる。そうしてあとは、もう少し専門的に何かしつかりしたものをつかめるようにしたほうがいいんじゃないかというふうな考えますので、関口

先生のお話でも、四年間でこれだけのことをやりますのはむずかしいとおっしゃっていましたが、全くそのとおりで、その点は、私はよほどじょうずにやっていただかないと、いろいろな意味でまづいと思うのです。お答えになったかどうかわかりませんが……。

○唐橋委員　では、私の質問はこれで終わり、他の委員の方にお願いしたいと思うのですが、結論として非常に重要性があり、必要性があるということは、私の質問はそれとおりなんですけれども、この発足にあたりまして、いま申しましたような中において全国的なレベルのものを発足させていきたい。こういうときには、先ほどのように教授の問題なり設備の問題がございしますが、いまのような非常なむずかしさの中で、今道先生、学問的に見られて率直に、そういう一つの総合芸術大学を今度九州につくるというときに、全国的なレベルに立ってやはりこういう点に一番気をつけなければならぬ点とか、こういう点を重視して出発すべきだ、こういうような点がおありとするならば、お話ししていただければ私の非常に参考となると思うのです。

○今道参考人　私の考えでは、単位編成上、技術的にむずかしいことはよくわかりますが、しかし、やはり芸術を扱い、それから産業とか工業とかいうものを扱うのでしたら、これは社会を扱うと言つてよろしいのでございますから、芸術、美あるいは哲学、あるいはまた社会とか法律、経済とか、そういうものについて、従来の一般

教育のような形ではないものでしていただきたいというふうなことは強調したいと思います。

○唐橋委員 終わります。

○床次委員長 川村継義君。

○川村委員 参考人の方々、御苦労さんでございます。一言お尋ねをしておきたいと思えます。

関口先生も御承知のとおり、この大学の設置に至るまでに、三、四年になりましたか、皆さん方の調査専門のほうでいろいろと御検討いただき、文部省も三年か四年かにわたって調査費を出して今日にきたわけです。ところが、これの口火を切ったのは、九州の経済界、産業界の皆さん方が口火を切って期成会をつくって推進役をつとめられた、これは御存じのとおりであります。そこで、私たちもこれまで何回かそういう方々にもお会いをし、昨年も一昨年もいろいろと御意見を承っておりますが、その間やはり私たちが私たちになりに一番心配いたしましたのは、こういう新しい学問の研究分野を開拓していこうということについて、教授陣が一体どうなるかということでございます。その点を今日まで実は一番心配しているわけでございます。先ほど関口先生からちょっとお話がありましたけれども、はたして十分なる教授陣が配置できるかどうか、これを非常に心配をいたしますが、いま一度その点を関口先生から御意見を承りたい。それと同時に、文部大臣から、その点は心配ないとお

っしゃるのかどうか、文部省の考え方もあわせてこの際お聞きをしておきたいと思う。

それからいま一つは、ここまでに至る経過がそうでございますから、先ほど今道先生も御心配なさっておりますように、ただこれだけの学科あるいは教授科目等でよろしいか、これは大きな問題だと思います。この大学の将来を規制する重要な問題になると思うのです。文部省が最終的に一体どういう学科を考え、あるいはどういう教授陣の内容を整えるか、これから非常に問題になると思いますけれども、皆さん方の総括のお話によりますと、専門学科は四学科、それから教授科目が一般教育、外国語、保健体育、基礎教育、専門教育、こうなっておりますが、その中で御報告によりますと一般教育、外国語、保健体育を合わせて七名という教授陣の配置を考えておられるようであります。一体一般教育や外国語、保健体育等で七名の教授陣でどうなるだろうか。考えなければならぬことは、今道先生のおっしゃったように、これはやはり哲学の分野であるとか、あるいは美学の分野であるとか、いろいろなものが私は一般教育の中にどうしても入ってこなければならぬと思いますが、そういう点から考えると、七名などというくらい教授陣で目的を達するだろうか、私は非常に疑問がわくわけであります。これは将来、文部省がこの大学の高度な研究科目に対処してどのようにきめるか、課題は残ると思います。そういう点について、先生のお考えとあわせて

文部省のお考えをひとつこの際聞いておきたいと思ひます。

○関口参考人 教授陣、組織について、関係の皆さんも非常に御心配だということはごもつともございまして、先ほど申しましたように、調査会でもその点は相当真剣に考えております。調査会の内部といたしましては、カリキュラムをつくりました際も授業科目をいろいろ研究の結果きめました、それらの特殊なものにつきましては、一応われわれ仲間では何々先生ということで目星をつけたものを持っております。しかし、それを発表するわけにいきません。

どうなるかわかりません。しかし、その方に御交渉しても、来ていただけるかどうかということはこれからの問題でございまして、調査会といたしましては、一応めどを、できる範囲でつけたわけでございます。そこで、その問題につきましては、私どもの調査会の報告が済みましてから、時を移さず文部省のほうでいろいろお考えのようございまして、最近では教員の選考委員会を、別に私関係しておりませんが、おつくりになって、着々その辺の研究と申しますか、準備をしていらつしやるように伺つておるわけでございます。

それから教員数につきましては、多いにこしたことはないのです。ありますけれども、この大学の特殊性から申しますと、やはりやや多くあるべきなのでありますけれども、一応調査会としては大学設置基準の線に合わせたので、この程度になっておるわけでございます。

○釧木国務大臣 ただいま関口先生からお話がございましたように、

これは新しい学問の開拓でございますので、私らが一番心配いたしましたのは、こういう大学の内容に即応するような教授陣を、はたして集め得るかどうかという問題が一番大きな課題でございました。これはいろいろ調査会の御論議の途上におきまして、そういう問題もあわせて論議をしていただきまして、いま関口先生が申されましたように、いろいろ科目について、それに相応する先生が實際あるかどうかという問題もあわせて考究していただきました。でございますので、ただいま教授の——一年間の準備期間を置きましたのは、実は普通の工業大学とか工学部とかいうような問題につきましては、本年度から設立いたしましたも、直ちに先生を集めるということは必ずしも不可能じゃございません。しかし、この大学はそういう特殊な大学でございますので、開学を一年先に置きまして、一年間十分準備をする。そのための一つの大きな仕事は教授陣を集める、教授陣容、組織をつくるということでございます。いま選考委員会をつくりまして着々と先生の選考をいたしております。なお、新しい学問の分野でございますから、これは先生自身が教授になりまして、先生として完成されました先生を初めから全部そろえるというわけにもいかなない場合がありますので、これはたとえば相当の研究期間を、専門教科を始める前に外国に行きまして研究をしていただくとか、そういったような特別の措置をやはり講じていく必要があると考えております。

なお、教授数につきましては、ただいま申されましたように、大学設置基準に必要な専任教員の数をここに掲げておるのでございませぬ。しかし、一般教養等につきましてたくさんな科目もございませぬ、これは専任教員だけでございまして、相当数の兼任の教授、助教授とか、そういう方をやはりこれ以外に相当充足する予定でございませぬ。

○川村委員 先ほど関口先生のいろいろの御苦心、それから、新しい研究開拓をしていく大学の使命について話がありました。また、今道先生からいろいろの学校設立についての問題、御配慮等の話があったのですが、やはり個々の、調査会での結果報告によりまして、一般教育の科目等について、文部省が発足するまでにはもう少し、たとえば美学の分野であるとか、あるいは哲学の分野であるとか、そういうものを広くして、教育科目の中に取り入れて総合的な研究成果を発揮するという、やはり陣容を整える必要が特にこの大学についてはあるのじゃないか、こう考えるわけですが、文部省としてはそういう点十分検討いただけますか、その点をひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○釧木国務大臣 答申の内容によりまして、この大学をりっぱな大学にいたすために、ただいまからもすでにその準備的なことを始めておるのでございまして、仰せのとおりいろいろな専門教科を取り入れてまいらなければなりませんので、これらにつきましては十分

その研究をいたしまして、できるだけりっぱな大学に育ててまいりたいと思つております。

○床次委員長 三ツ林弥太郎君。

○三ツ林委員 関口先生にひとつお願いしたいと思ひます。

大学設立の趣旨を伺つて非常に緊要だということは了解するのですが、いまの教育の問題に関連して、国立の大学を設置するのに定員を百二十名ということに入学をきめた、その理由というのをひとつお聞きしたい。

○関口参考人 普通大学の学部、学科をつくり出す場合には、一学科入学定員四十名というのが普通のようにございませぬ。しかし、この大学は、先ほど来申し上げましたように非常に特殊な学校でありますし、先ほど申し上げましたが、理論、技術以外に実習、実験ということによつて体得させるという点が非常に強い点をみんなが強調されます。報告書にもそのことが書いてございませぬ。そういう意味で、四十名が普通であるけれども少し減らして、少ない人数でしっかりと教育をしようというのが一つ。それからもう一つは、明らかな議論がなかつたかと思ひますけれども、とにかくこの種の職域は、先ほど来申しましたように、職人的なデザイナーはたくさん養成しておりますけれども、企業の中核に参画し得るような、われわれのほうではコーディネーターというようなことばを使つておりますが、先ほど技術者という名前の問題がありました。技術

者というよりは、そういうコーディネーターをつくりたいわけです。しかし、十分に高い意味のデザインを理解できるような人をつくりたいわけですからして、職域の場合、就職の先のこともまだあまりはつきりいたしておりませんし、かたがた教育内容からいえば少いにこしたことはないのですが、百二十名、三十名ずつ四学科、こういうことにしておるはずでございます。

○三ツ林委員 この報告書には、非常に産業界の要望が強く、そういう学校をつくって卒業生の需要が非常に見込まれておるといことが載っておりますが、日本で初めての特種の学校をつくるので、日本全部で百二十名というのは少ないような感じがしておるわけなんです。そういうことについてはどういうふうにお考えですか。

○関口参考人 委員の中にも大企業の責任者がおられまして、いまのように高度の計画設計ができる人が絶対に必要なんだということをおっしゃっておるわけなんです。ただ、この問題は、そういう大企業で非常に自覚したトップマネージャーたちがそうおっしゃっておられるわけでありまして、ほかにもあるうと思えますけれども、これが卒業生が出まして、ほんとうにいいということが証明されれば需要は大いにあると思えますけれども、当初の四年後のことを考えますと、あまりたくさん出すのもどうかというふうな気持ちだったのではないかと思っております。

○床次委員長 有島重武君。

○有島委員 ただいまお話を伺いまして、新時代に即応する新しい指導者をつくっていかうという、人間性に深く根ざして、しかも広い世界的な視野に立って、そうしてまた科学的な技術を駆使して、そういうようなエリートをおつくりになるという、その趣旨は十分わかりました。これは一種の英才教育の形になると思えますけれども、私は、特に芸術大学なんかに関しては、本質から考えまして、大学というものが高等学校を卒業してから採るといよりも、むしろ中学卒を採って七年制にしていくべきだ、そのように考えております。この大学について、先ほど四年の年限ではこれはおそらく短いであろう、大学院設置を将来しなければならぬ、そういうふうな話でありました。その点も当然であると思えますけれども、さかのぼりまして、これを中学卒から採って、昔、大学予科というものがございましたけれども、そういうような形態を御検討なさったかどうか、そういう点について関口先生にお伺いします。

○関口参考人 審議の経過のうちには、そのことは意識的にはあまりのぼりませんように私は記憶いたしておるのであります。四年制大学をつくるということを中心にして考えましたので、中学から入りますということになりますと、いま高等専門学校、高等学校三年、大学に当たる期間二年の五年制度ができておりますね。そのワク以外にはもう現在の学校教育の制度の中にワクがございせんから、そこまでは実は調査会としては考えておりません。その点は、私が

お答えするよりも、あるいは文部御当局の問題ではないかと私は思います。少なくとも調査会では、そこまでは意識的に審議はなされませんでしたことを率直に申し上げます。

○有島委員 今後の審議の中にそういったことをお考えになる余地があるかどうか、その点伺います。

○関口参考人 私、主査をいたしておりますけれども、個人的に何とも申し上げかねると思います。私が個人的に考えますと、芸術的な素養を与えるには年が若いほうがよろしい。ですから、お説のようなもう少し下に下げて、入学者の年齢を下げるということは考えられるかもしれませんが。しかしまた、学問的な素養を与えるということになりますと、必ずしも年が若ければよろしいということにならぬかもしれません。その辺をかみ合わせて考えなければなりませんから、もし必要ならば、調査会でそういうことはあらためて審議しないとかぬことではないかと私は思うのであります。

○有島委員 私の申ししたのは、芸術大学をあげましたのは一例でございます。一種の英才教育という見方、そういう前提から申し上げたのであります。現在義務教育制は大体完成しております、それに適しない、能力の非常に低い者、また一般の教育では少々自分の個性を出し切れないような優秀な生徒、そういうことがかなり今後の教育の重大な問題となると思うわけであります。そして、この種の指導者をつくっていく大学を前提といたしまして、そうい

ったことを下のほうにも延ばしていくことをひとつ考慮に入れていただきたいと思うわけであります。よろしく願いたいします。

○床次委員長 小林信一君。

○小林委員 お二人のお話を承りまして、こういう学問の必要と、そしてこれを完成するための問題点というようなものが私たちにもわかったわけです。

お二人の先生に御意見を承りたい点は、まず最初に関口先生のほうにお伺いするのですが、高い次元のデザイナーの養成である、人間像としてはたくさん技術を高い程度で総合する人間である、そして技術と芸術の中間で、しかもそれを応用する、こういうように要約をされたお話を承ったのです。これは、私の質問することは非常に幼稚な質問になるかもしれませんが、そのことばから受け取るとすると、いわゆる芸大等で専門的に芸術を専攻する程度でなくとも、芸術の面はいいんだ、技術の面も工業大学等で研究するものよりも低くてもいいんだ、とにかくその中間だというような、こういう見方もあるし、それから芸術の面でもできるだけ高度の状態で、技術の面でも高度の状態で、そしてそれを総合するとか、あるいはそれを応用するという人間もほしいんだとか、希望するのだとかいうようにも考えられるわけなんです。これは非常に型にはまった質問のようですが、その点をお伺いして、私の問題をこれから御提

示申し上げようと思うのです。

○関口参考人 非常にむずかしいことでございます。私、一番初めの説明のときに少しことが足りなかったのです。そういう点につきまして調査会では相当議論がされました。私が冒頭に申し上げましたのは、芸術と科学技術との中間の領域で芸術の応用部門、それから技術の応用部門、こういう立場がある。どちらかにウエートを置くことが自然になりましようけれども、そういう立場がある。

しかし、そのところは、私ことが足りませんでして、そういう考え方もあるが、われわれの調査会としては、そういう中間に、ただ応用部門というだけでそれぞれ独立しているような形ではそれはいかぬのだ、ことばは、言うことはやさしくて、実際はむずかしいことと思えますけれども、われわれのほうの調査会の立場は、芸術と技術の両領域についての知識、センスを十分持った、それらを総合したもう一つ上の立場の、芸術と技術を総合した立場を持った者の養成をしよう、こういうふうに考えているわけなんです。そこで、率直に申し上げますと、当初は、芸術と技術半々ぐらいに昭和四十年の第一次の中間報告では考えておりましたが、諸般の事情や実際大学を構成するときのことその他を考えまして、現在の芸術工科大学という字が示すように、やや工学のほうに傾斜をしたということになっております。したがいまして、いま御質問に出たところの芸術科をつくるのではないのでありまして、芸術的なセンスを

持ち、かつ、技術についても実技を相当体得した、すなわち、総合される多くの技術を、結局、中身については自分もある程度の技術を持ち、しかもそれが十分理解できるというふうな卒業者ができるということになるうと思えます。この四年の中で、芸術、技術をそれぞれ工学部あるいは芸術学部と同じようにやれるということは考えられない。その辺、これからのこの大学のむずかしいところがあろうと私は思うわけであります。それはこれからの問題でございますが、調査会としては、そういうふうな技術と芸術を寄せ集めたのではなしに、それらを総合した立場での人間をつくる、こういうふうに考えているわけです。そういうふうに答申もいたしております。

○小林委員 私もヨーロッパへ行きましたときに、日本の教育を批判されました、日本の教育は非常に盛んだ、しかし、そのアイデアを、いわゆるデザインを売るといふふうなところまで日本の教育はいつてないじゃないか。たとえば自動車のボディーにしても、これほど日本の教育が進歩し、産業が伸展をしておるとはいっても、あらゆる自動車のボディーは外国に注文をして、それがボディーになって日本では売り出されておるといふふうな点を考えても、あるいはイタリアあたりは生糸は生産されておらない、しかし、染色とかあるいはそのデザインとかいふようなもので、イタリアの絹織物は世界的なものになっておる。日本は生糸も生産しておる、しかし、イタリアのような高度の技術というものが出ておらぬじゃないか。

したがって、日本の教育というのはどこかに欠陥があるんじゃないか、こういうことを指摘されたことがあるんですよ。要するに、いま文部省が着想し、先生方が御苦労なつたこの教育のしかたというものは、私はそういう点でもって外国からも指摘をされ、日本でも要望されておる点だと思っておりますよ。しかし、そこで問題は、いまの芸術という面とすれば、とにかく芸大に入るのに、音楽家たらんとすれば、とても普通の状態で高等学校を終えて、芸大に入学するなんということではできない。かなり専門的な領域にまで達しなければ、芸大の音楽というものに入学できないような、それほど芸大というものは高次なものを持つている。はたしてそういうようなものがここで芸術方面で要望されるのか、こういうふうな点を考えれば、そこら辺の目標は非常にむずかしいと思うのです。いま大臣が参議院のほうへ行かなければならぬそうでございますので、これから話をしてみりますと長くなりますから問題点だけ申し上げますが、そういう中で、私は学校教育でそういうむずかしい問題を日本が完成をすべきであるか、あるいは業者がもっと理解を持って——問題点を申し上げてきましたが、とにかく先生のいま申されたようなものを満足するために、いま六億ということをおっしゃったのですが、施設、設備に相当金をかけなければいけないと思うのです。そして時間も、ただ四年間に何単位取ればというふうなものでは、この問題は私は満足できないと思うのです。あるいは研究科を設け

るとか、それ以上のまだ研究する機関も、そうしてその勉強する人たちも、いまのような学生の財政事情で、アルバイトをやりながら研究をするようなことをやったらだめだと思っております。そうすれば、この理想を実現するためには、学校という組織の中で課程でやるならば、やはり基礎的なものであって、それを完成するためには、日本の業界、事業家というものは、もっと日本の技術を伸展させる方向に刮目しなければいけないと思っております。そういう点では日本の業者はきわめて利己主義であって、ほんとうに日本のこういう技術、こういうデザイナーのようなものをつくるところに意欲がないと思います。だからこの学校の使命は、先生たちがお考えになったものを、ただ文部省のいまのような程度の考え方で進めていったのでは、絶対にこれは満足できるものじゃないと私は思う。弊害に終わると思っております。これをどういうふうにもっと社会全般が生かすかということが問題だと思っております。だから、こういう学校をつくることも必要であるけれども、こういう分野は、日本の金もうけをしようにという、日本の産業を云々しようという人たちの大きな責任であって、そういう点を啓蒙することも非常に私は重大ではないかと思っております。そういう点について私は一つの考えを持っておったのですが、両先生に何か御意見があれば、お聞きしたいと思っております。

○今道参考人 基本としてはお話のとおりだと存じます。これからデザインに限りませず、学問の進展によりまして中間領域の研究が

非常に要求されてくると思うのであります。そして、非常に新しい学問の名前が出てまいります。ですから、そういうことを研究していく上におきましては、やはり本来から申しますと、中間領域が十分研究できる学者ができてから実は学校とか何かも開設されていったほうがよろしいと存じますので、そういう方向に向かえば、ただいまの御質問の御趣旨がそのまま満足されていくようになるのじゃないかと存じます。そのことは、これから文科系にもありますでしょうし、法律、社会学あるいは自然科学、いろんな方面にそういう新しい学問が盛んに出てくると思います。その新しい学問を要求するほんとうの学者たちは、実はそういうものを研究する機関がほしいので、その学問が目鼻がついてから教育にも進みたいというのがほとんどの学者の意見でございますから、そういう意味で、学者側の要請というのも今後文教委員の方々もお一そうおくみ取りただければ、私は日本の学問のために非常によろしいのじゃないかと存じます。そしてそれが、ただいまの御質問の側からある意味で支持するお答えになるのじゃないかと思えます。

○関口参考人 社会全般がこういう新しい領域の学問、教育についてはもつと協力すべきであるということは、全然同感でございます。それから、現実には、御承知のように、地元の産業界の方々が、この大学ができればある程度財政的な援助をしようという団体をおつくりになっておられることも事実でございます。ただ、私望むらく

は、そういう御熱意がありますので、大学ができることがきまりますと、ややともたしますと、社会全般のいままでの経過を見ますと、その御熱意がさめることがあり得る。さめるどころじゃない、私どもとしては、いよいよいまお話しのようにこのユニークな大学をより立てていただくように、社会のほうからも特に財政的な御援助をいただきたいということを中心から私も感じておるわけでございます。

○小林委員 やっぱり私は、学校の領域の中でこの大きな目的を達するということは不可能だと思ふし、また、それはしなくていいと思ふのです。どっちかといったら、もつと事業家のほうがこういう学校がほしいのなら諸設備をし、あるいは自分たちの研究の中でこういうものに投資をするという、そういう体制が日本のこれからの産業を發展させるもどだと思ふのです。とにかく工業と芸術を接触させる、これは絶対必要条件ですが、それはもつと産業界が刮目しなければいかぬ。そういう点にもつと学者の先生方も、学校をつくれということよりも、そういうふうな業界に刺激を与えるようなことをやってほしいと私は思ふのです。とにかく、このことについても私たちは反対するものではありません。

そこで、先ほど私はちよつと芸大に入学するという問題で御質問申し上げたのですが、とにかくいまの芸大に入るといふことは、一応芸術家の領域に入らなければ入学できない。そして高度の日本の

芸術家が養成されていくのですが、そういうものを考えますと、一体芸術工科大学というのはどんな形式で、どんな方法で入学試験がなされるのか、一般的な大学と同じような形でもつてやるのか、こちら辺は非常に問題だと思うのですが、これについてのお考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

○関口参考人 再三申し上げますように、芸術と技術の総合された新しい一つの立場をつくる人ということでございますから、いま申し上げましたように、芸術的な理解、センスを持つことは絶対に必要である、それを持たせるにはやはりある程度実技を通すことが必要であるということがたしか調査会の皆さんの御意見で、そういうことを延長いたしますと、結局入学試験については、芸術家を養成することではありませんから、それほど熟達した芸術的な技能を試験することはなくても、ある程度の実技を入学までに身につけておるということをテストする必要があるのではないかとこの議論はしばしば出ております。ただ、報告書の中にはそのことまでは書いてはございませんし、それから伺いますと、入学試験の費用もこの法案が成立いたしますれば予算の中に盛りられるということでございますから、これから新しくこの大学の準備に当たる諸先生方の一つの問題であると思います。調査会としてはいまの議論が非常に出来ました。そのことをお伝えいたします。

○床次委員長 参考人の方々には、たいへんお忙しいところ、長時

間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本案につきましては、引き続き唐橋君の質疑を続けるわけですが、この際、午後二時まで休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後二時十八分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案について、質疑を続行いたします。唐橋東君。

○唐橋委員 この前の質疑に引き続きまして質問させていただきます。

午前中、参考人を呼んで今度の大学に関する御意見等もお聞きしたわけでございますが、あのように、今後いろいろ充実するために重要な問題を含んでいると思います。したがって、それに対して、現在までありました調査に関する会議というものを土台にするか、あるいは別に本年度、新しく何らかの今後充実するためのそのような性質の会議または何か審議会的なもの、そういうものを設けるのか、あるいはまた、現在までの調査の会議でもういいんだ、その趣旨に従ってそれに対処し、来年度を迎えるのだというような、やはり本年度で当面充実のためになすべき、諮問機関までいかなく

とも、やはり諮問的な機関が大臣のもとになければならないのではないかとというようなことを、午前中の参考人の意見を聞きながら私は感じたのでございますが、それに対して本年度の計画等がありますれば、お示し願いたいと思うのでございます。

○天城政府委員 基本的な芸術工科大学の構想について調査会から御意見をいただきましたして、私たち、いよいよ実施の段階にかかるといふ前提で、去年の秋から九州芸術工科大学の設置の準備会というのを設けております。ここでは何を主として考えるかということでございますが、けさほどの参考人の御意見の中にも出ておりました幾つかの非常に重要な問題がございます。それを中心に出そうと思っておりますが、大体三つの専門委員会を設けます。一つは、教官の選考のための委員会でございます。それから第二は、教育課程をつくるための専門の委員会、それから第三番目が、施設、設備、建物とか教育の設備関係を検討する委員会、この三つの専門の部会を設けるつもりでございます。教官の選考が非常に重要な問題でございますので、第一段階の教官の選考の委員会は、すでに何回か合合を開きましていろいろな角度から選考いたしておりますが、きょういろいろ参考人からも御意見がございましたように、教育課程の問題も実は教官と離して考えられない点もございますので、教官の選考がある程度目鼻がついた段階で、この教育課程の、教育内容のほうの御答申の線を基本にしなから委員会の仕事を進めてまいりたい。

それらの構想がきまつて施設、設備の委員会をつくりたい、こう考えております。

なお、けさほどのお話にもございましたけれども、非常に特殊な学校でございますので、入学試験、入学選抜の方法も、かなり独自に考えなければならぬのではないかと。有島先生からお話しのように、もっと若い時代からの素養ということも非常に大事でございますが、とにかく大学が発足いたしますので、その学校の性格に向く学生をどうやって選ぶというような点も中心にならうかと思っておりますので、これもその準備会の中の一つの大きな仕事と考えております。

○唐橋委員 私からの要望をつけまして、この件に関する質問を終えたいと思うのでございますが、いまのような考え方の中に進められるというならば、ざつぱらんに申しまして、文部省内のあまり事務的といえますか、官僚的といえますか、そういうような形のワクにとらわれることなく、いまのような一つの充実の過程の中で、広くやはり学術会議あるいはその他、いわば大学関係のいろいろいままで御審議をいただいた方等も含めながら、広く各界の意見を網羅した中で、やはり最初の出發が非常に重要だと思っておりますので、あまり事務的にならない中において、広い意味の十分なる準備を本年度中にやっていたきたいということをや望しまして、この件の質問を終わらせていただきます。

〔中略〕

午後四時十三分散会

四四一 九州芸術工科大学の創設の経緯について

〔大学資料〕第六号 一九六八（昭和四三）年二月

九州芸術工科大学の創設の経緯について

大学学術局大学課

一・国立産業芸術大学（仮称）設置の要望

かねてから、西日本地区に国立の芸術大学を設置してほしいという声が、九州中心の文化団体や経済団体の間にあがっていたが、たまたま福岡市にある福岡教育大学が統合整備のため、福岡県宗像郡宗像町に移転することとなり、その跡を利用してはということから設置機運が急に高まり、昭和三十七年二月に、福岡市を中心とした九州文化推進協議会が国立の芸術大学を福岡市に設置することを国に要望する決議を行なった。

ついで昭和三十八年二月、九州山口経済連合会会長安川第五郎氏を会長とする「国立九州芸術大学設置期成会（以下「期成会」という。）が創立された。期成会は、九州中心の政・財界人、文化人からなり、芸術大学設置の要望が重ねられたが、芸術大学の構想はその後産業芸術大学の構想と変わり、期成会を始め、日経連、経団連、日本商工会議所、九州地方知事会、福岡県市長会等の諸団体から強い要望が

重ねられてきた。

二・国立産業芸術大学（仮称）設置の調査に関する会議の審議経過について

1. 中間報告

文部省は、それらの要望をうけて、昭和三十九年度予算に調査費として二〇万円を計上し、大学学術局に「国立産業芸術大学（仮称）設置の調査に関する会議」（以下「調査会」という。）を設け（資料1）

昭和三十九年七月一三日以来五回にわたる検討の結果、昭和四〇年二月一五日に大要次のような中間報告があった。

ア 産業デザイン（音響などを含む。）など、近代の科学技術と純粋芸術の双方にまたがる分野―いわゆる産業芸術の分野―は、大学における教育と研究を行なう上で、独自の専門分野として成り立つこと。

イ 産業界をはじめ、社会においては高次のデザイン教育を受けた人材を求めているなど、この種の卒業生の需要がかなり見込まれること。

ウ 一方、大学はただ単に社会の要望に応えるだけでなく、わが国の産業や貿易などが今後世界的に発展していくためには、産業デザイン、産業音響などは如何にあるべきか、また将来のデザイナーのあり方はどうあるべきかなど、産業芸術教育と研究の向うところを打ち出して、産業界を絶えずリードしてゆくだ

けの権威と指導性をもつことが望ましく、ここに産業芸術大学設置の根本的理由すなわち必要性が見出されること。

エ この大学の設置場所と目されている福岡市所在の福岡教育大学移転跡という構想は、福岡市が北九州重工業地帯に所在し、かつ九州の中心地であることや、産業と芸術の結びつきという観点から見て、その立地条件はおおむね妥当であること。

2. 最終結論

文部省としては、上記中間報告の内容を基本的に了承し、さらに具体的に学部学科の組織、教育課程の編成、教育研究用設備などについて調査検討を行なうために昭和四〇年度および四一年度予算に調査費を各二〇万円計上し、当調査会の中に専門委員会を設けて下記のとおり検討を重ねた。

	総会開 催回数	専門委員会 開催回数	合計	備 考
昭和四〇年度	五	一五	二〇	昭和三九年度において総
昭和四一年度	五	六	一一	会を五回開催したので、
合計	一〇	二一	三二	延三六回となっている。

この間、昭和四〇年六月三日には、調査会総会委員が調査会における調査検討に資するため、東京芸術大学美術学部建築科、工科、および千葉大学工学部工業意匠学科、写真工学科、印刷工学科、建築学科（小原研究室）を、六月二九日にはNHK技術研究所音響

研究部の見学を行ない、さらに昭和四一年七月二日には、大学の設置場所と目されている福岡教育大学跡地の補修および新営に資するため、調査会専門委員の東京工業大学教授清家清氏ほか三氏が現地の実地調査を行なった。（資料2）

その結果、昭和四一年八月一日に国立産業芸術大学（仮称）設置の検討結果について（資料3）の報告がなされた。

三. 大学設置の準備について

文部省としては、前記「調査会」の検討結果にもられた基本的な考え方にそって、昭和四三年度開設を目途として設置の準備をするため、これに必要な経費として、一般会計七二三千円、国立学校特別会計八、六八六千円を昭和四二年度予算に計上するとともに、昭和四二年五月三十一日国立学校設置法に昭和四三年四月設置の予約規定において、具体的な設置の準備を取り進めることとなった。

以下、設置の準備状況について、項を追って説明することとする。

1. 昭和四二年度予算（開設準備費）について

(1) 一般会計

九州学芸工科大学設置準備費として、九州芸術工科大学設置準備会及び同専門委員会の開催、大学設置予定地の実地調査等に必要経費七二三千円を計上した。

(2) 国立学校特別会計

九州芸術工科大学創設準備に必要な経費として、八、六八六

千円を計上したが、その内容は次のとおりである。

人員 学長候補者（教授）一名、事務長一名、事務職員三名、

自動車運転手一名、計六名

経費 人に伴う経費、入学試験経費、教官当積算校費、運営費、

設備費等

2. 国立学校設置法の一部改正について

昭和四二年五月三十一日、国立学校設置法の一部改正により、九州芸術工科大学を昭和四三年四月一日から設置するという、いわゆる設置の予約規定が定められた。九州芸術工科大学の設置に関し、特に予約規定を定めた理由としては、次のような点が考えられる。

(1) 予算上設置の確定したものについては、過去にも法律上設置の予約がなされている。

高専の例（昭和三八年法律第六九号）

大学の例（昭和四〇年法律第一五号）

（注）（九州芸術工科大学については設置準備費として人件費、

入試経費等が計上されており、四三年度開設が実質的に

確定していると考えられる）

(2) この大学は、前例のない独特な性格と内容をもつものであるので、早くから高等学校その他の関係者によくその趣旨を徹底し、また学生の選考についても特殊な方法をとる必要があるの

で法律の根拠が必要である。

(3) 入試経費は四二年度予算に計上されており、大学開設前に入試を実施するためには、法律の根拠が必要である。

（注）大学又は学部の新設の場合は予算の成立、関係法令の制定後に入試を実施している。

(4) 学長、事務局長等の候補者に適任者を得るためには法律の根拠があることが望ましい。

(5) 大学の設立について、関係者の協力（特に募金関係）を得る

ためには、法律の根拠があることが望ましい。

3. 九州芸術工科大学創設準備室の設置について

昭和四二年五月三十一日文部大臣裁定の「人事に関する権限の委任等に関する規程第三条第一項第二号の官職の指定」（資料4）により、九州芸術工科大学創設準備室（以下「創設準備室」という。）の室長および室長補佐を文部大臣の任命すべき官職とし、六月一日、室長に小池新二氏（元千葉大学工学部教授）、室長補佐に伊部および和田の両氏が任命された。

一方、六月一日九州大学総長裁定の「九州芸術工科大学創設準備室設置要項」（資料5）により、九州大学内に創設準備室を設けた。創設準備室は、室長以下五人の専任の職員をおき、さらに九州大学の協力を得て、大学設置計画書の作成、教官の招致交渉、施設の補修、大学設置の趣旨徹底、入学試験の実施等の大学創設

準備に当たっている。

4. 九州芸術工科大学設置準備会の開催について

- (1) 昭和四二年九月二八日、文部事務次官決裁により文部省大
学術局に「国立産業芸術大学（仮称）設置準備会」を設け（資
料 6）（四二年四月一日からは「九州芸術工科大学設置準備会」
と改称）第一回の会議を昭和四一年一〇月一八日に開催、以来
昭和四三年三月一七日まで四回にわたり開催したが、その間の
主な協議および報告事項は次の通りである。

- ア 設置の世話を九州大学に依頼することについて（九州芸術
工科大学創設準備室の設置など）
イ 大学および学部の名称について
ウ 昭和四二年度及び四三年度予算について
エ 教員の選考について
オ 教育課程について
カ 施設、設備の整備について
キ 昭和四三年度入学試験の実施について
ク 九州芸術工科大学の P R について
ケ 大学設置審議会の審議状況について
コ 地元の協力について
（ア）募金について
（イ）職員宿舍の建設について

- (ウ) 教官の外国留学および学科主任教授の外国視察（教員招
致交渉を含む）について

(エ) 校地の拡張について

- (2) 上記設置準備会に教員選考、教育課程および施設の三専門委
員会を設け延八回にわたり協議し、それぞれ教員の選考、教育
課程の編成、施設の補修計画の作成に当たった。（専門委員の職
名については（資料 7）参照）

5. 地元の協力について

(1) 寄付金について

- 昭和四一年六月二三日国立九州芸術大学設置協力会長安川
第五郎氏は、文部大臣に対し、国立産業芸術大学の昭和四二年
度開学を要望するとともに、地元財界としては同大学設置に関
して一億五千万円程度寄付する意向を示した。（資料 8）その
後、寄付予定額は、教官の外国留学等の経費を加え、二億円程
度となっている。なお当該寄付金を法人税法上損金扱いとする
ため、昭和四二年六月一日、文部大臣は九州芸術工科大学協力
会長安川第五郎氏の依頼にこたえ、協力会から寄付の申し出
があった場合は採納することを確約する旨回答した。（資料 9）
協力会の募金活動は昭和四二年七月から始められ、昭和四二
年度中には決定するよう交渉中とのことである。

(2) 福岡県および福岡市等の協力について

九州芸術工科大学が使用する福岡教育大学の土地および建物の一部は、昭和二十七年六月三日福岡県より条件付の寄付を受けたものである。その土地および建物の利用等に関し昭和四一年一月二日三日文部省大学学術局長から福岡県知事あてに国立産業芸術大学（仮称）設置に係わる協力を依頼し、同年一月二三日、協力する旨の回答を得た。（資料10）

さらに、九州芸術工科大学が、福岡教育大学の財産である福岡教育大学跡を昭和四二年度中に補修して昭和四三年度から使用することにかんがみ、昭和四二年一月四日、文部省大学学術局長および管理局長連名で、福岡教育大学長あてに「九州芸術工科大学設置に係わる便宜供与方依頼について」依頼を行なった。（資料11）

福岡市および福岡県の協力に係わる職員宿舍の建設については、当初の四年計画を昭和四三年度から四四年度の二年計画に短縮し、当初案の三六戸より非常勤講師用の二戸を増して三八戸建設することとし、うち初年度分二六戸は昭和四三年七月頃完成の予定である。

6. 昭和四三年度予算について

九州芸術工科大学創設に要する経費として総額八四、九八〇千円を要求しているが、その内容は次の通りである。

(1) 学生定員 芸術工学部 一一〇名

(2) 所要職員 初年度

学長 一（一）

教授 一〇（二般教育等六、専門教育四）

助教授 四（一般教育等四）

その他 二七（五）

計 四二（六）

注（一）内は振替を内数で示す。

(3) 設備費

初年度 完成年度

一般教育 一、七四六千円 一、七四六千円

専門教育 五一、五二五 二〇六、一〇〇

図書購入費 二七一 一、〇八四

計 五三、五四二 二〇八、九三〇

備考 以上のほか、昭和四四年度以降に特別設備費として要

求する予定のものは次の通りである。

電子計算機装置一式 一〇〇、〇〇〇千円

画像合成用電子計算機入出力装置一式 二〇、〇〇〇

電子音楽作成装置一式

四〇、〇〇〇

同上附属装置一式

一一、八六〇

ステレオカメラ装置一式

二〇、〇〇〇

7. 施設について

福岡教育大学跡の建物を工事費約六、九七四千円をもって補修して当面使用するものとし、昭和四二年二月二一日着工、四三年三月二五日竣工予定となっている。

補修の総面積は九、一六九[㎡]で、内訳は一般教育関係二、五二

一[㎡]、専門教育関係二、七三四[㎡]、管理部九八四[㎡]、図書館四八

六[㎡]、講堂五四九[㎡]、福利厚生施設六五九[㎡]、非常勤講師宿泊施

設その他一、二三六[㎡]である。なお建物新営の長期計画について

は、今後大学において充分検討の上策定されることとなる。

8. 大学設置審議会における審議状況について

(1) 昭和四二年七月一日に大学基準分科会を開催し芸術工学部

に関する基準を作成するために、芸術工学専門委員会を設ける

こととした。同専門委員会は、昭和四二年二月五日及び一五

日の二回にわたり開催して、「芸術工学部の基本的なあり方につ

いて」(案)を定め、昭和四三年一月一九日、大学基準分科会に

おいて原案どおり決定された。

(2) 昭和四三年一月二九日、大学設置分科会を開き、九州芸術工

科大学設置審査のために芸術工学特別委員会を設けることとし

た。同特別委員会は昭和四三年二月六日及び三月五日の二回に

わたり開催、教員組織については一般教育科目(基礎教育科目

を含む)担当一〇人、共通専門教育科目担当四人、専門教育科

目担当各学科八人計三二人、合計四六人の専任教員その他多数

の非常勤講師の教員審査を行なった。その間二月一九日には大

学設置分科会委員が九州芸術工科大学の実地調査を行ない、三

月一五日の大学設置分科会総会において、文部大臣あてに九州

芸術工科大学設置を可とする旨の答申があった。

9. 大学入学試験の実施状況について

入学試験の実施については、九州大学教養部および学生部等の

全面的な協力を得て行なうこととなり、昭和四三年二月五日〜二

月一四日まで願書受付を行なったが、入学志願者は各学科入学定

員三〇名に対し、環境設計学科一、一二一名、工業設計学科六一

四名、画像設計学科三二〇名、音響設計学科四九四名、合計二、

五四九名に上った。

入学者選抜には、推薦による選抜方法も取り入れ、二月二三日

には推薦入学の志願者四二名に対する面接テストを行ない、二月

二六日合格者八名に通知した。一般の学力検査は開設年度の特別

な事情によって国立大学の一期校と二期校の間である三月一九、

二〇日にわたり九州大学および東京教育大学において行ない、三

月二八日学力検査合格者発表、四月四日の健康診断を経て、四月

六日に最終的な合格者の発表を行なうこととなっている。

(以上設置の調査準備経過については(資料12)参照)

(資料1)

国立産業芸術大学(仮称)設置に関する調査検討について

文大第三三〇号

昭和三十九年六月一日事務次官決裁

1. 趣旨

高等教育の段階における工業デザイン、商業デザイン、建築デザイン、放送音響、産業音響等、近代科学の技術と純粋な芸術双方の分野にまたがる「産業芸術」部門の教育は著しく遅れており、産業界においては近代工業に対する芸術の応用の必要性が強く叫ばれているが、産業デザイン学、放送音響学、産業音響学等が学問として成り立つかどうか、大学教育として行なう必要があるかどうかなどについて、専門家、学識経験者の協力を得て、調査検討する必要がある。

2. 調査検討すべき事項

- (1) 産業デザイン学、放送音響学、産業音響学等近代工業と純粋な芸術双方にまたがる分野の学問性
- (2) それらを大学教育として行なうことの可否
- (3) 「国立産業芸術大学(仮称)設置の必要性

(4) 設置する場合の組織編成等

(5) 設置する場合の設置場所

3. 実施方法および実施期間

このため関係者の協力を得て、およそ次のような日程で調査検討を進めるものとする。

昭和三十九年七月一日から昭和四十一年三月三十一日まで(本年度会議開催予定回数は昭和三十九年七月上旬、八月中旬、一〇月中旬、一二月中旬、四〇年二月中旬の五回である。なお、必要に応じ適宜関係大学及び候補地を調査するものとする。)

4. 協力を求める部外者の氏名および職業

- | | |
|-------|--------------|
| 勝見 勝 | 美術工芸デザイン評論家 |
| 玖村 敏雄 | 福岡学芸大学長 |
| 小池 新二 | 千葉大学教授 |
| 小島喜久寿 | 東京学芸大学教授 |
| 小塚新一郎 | 東京芸術大学長 |
| 柴田 周吉 | 三菱化成工業株式会社社長 |
| 関口 勲 | 東京家政学院大学長 |
| 中村 研一 | 洋画家 |
| 前田 泰次 | 東京芸術大学教授 |
| 諸井 三部 | 文部省社会教育官 |

5. 経費

国立産業芸術大学（仮称）調査 二〇〇千円

内 訳

諸謝金	二〇〇
職員旅費	六一
委員等旅費	一〇一
庁費	一八

（資料 2）

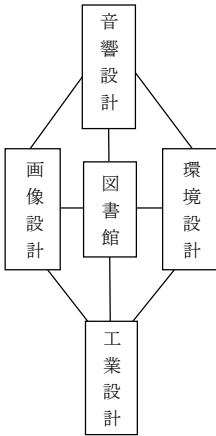
福岡教育大学跡地の施設の補修及び新営について

（四一年七月二日 清家、福井、黒木、伊藤の各委員現地調査）

1. 大学全体について

1. 構内の各学科グループ間の交通連絡を円滑にするため、能率のよい動線計画をたてること。（例えば工業設計学科は、環境設計学科と画像設計学科の中間に位置させ、両学科への接触を容易ならしめること。）

例



2. 樹木の植栽、花壇、芝生等造園計画をたてること。（環境の美化を図ること。）

3. 講義用教室のほかに、少人数の演習室（セミナー室）をなるべく多く設けること。

4. 総合視聴覚大教室（階段教室）を最も便利な場所に設けること。（映写設備、スライド設備、場内拡声装置、工業TV、録音設備、舞台設備等を設けること。）

5. 資料館を設けること。

6. 附属博物館を設けること。（これができれば、5の資料館を吸収する。）

7. 倉庫（学生の製品、標本、模型等を収容する。）を多く設けること。

2. 各学科について

1. 環境設計学科

(1) 広いスペースの製図室を完備すること。

(2) 温室を含め、環境設計用の造園植物標本園を設けること。

2. 工業設計学科

(1) 温水、空冷、除塵の設備をした写真現像暗室（二〇人程度収容しうる部屋を三室）を設けること。

3. 画像設計学科

(1) テレビスタジオ（二〇〇㎡）、ラジオスタジオ（六〇㎡）、

- 映画スタジオ（二〇〇㎡）を設け、各室とも防音装置をし、かつ、照明用電力として二室当り四〇KVAとすること。（体育館を改造して使用しうる。）
- (2) 温水、空冷、除塵の設備をした写真現象用暗室を三室（写真工学用四〇㎡一室、二〇㎡一室、印刷工学用三〇㎡一室）を設けること。
4. 音響設計学科
- (1) 音響工学関係の教室（四室）と、音楽II関係の練習室等（四六室）は防音防振とすること。
- (2) 無響室（天井の高さ七m）及び残響室（天井の高さ五m）を設け、両方で二〇〇㎡の広さとすること。
- (3) 音響構成実験室を設け、天井は七mの高さで、三〇〇㎡の広さとし、防音防振及び空調とすること。
- (4) 電子音楽実験室を設け、三〇〇㎡の広さとし、換気装置をすること。
5. その他
- (1) 電子計算機室を設け、空調とすること。（坪四〇、〇〇〇円 五〇坪二、〇〇〇、〇〇〇円）（本部地下に設けてもよい。）
- (資料 3)

昭和四一年八月一日

文部省大学学術局長

天城 勲 殿

国立産業芸術大学（仮称）設置の調査に関する会議

主査 関 口 勲

国立産業芸術大学（仮称）設置の検討結果について（報告）

国立産業芸術大学（仮称）設置の調査に関する会議は、昭和三九年七月二三日その第一回の会議を開催以来近代の科学技術と芸術の双方にまたがる分野についての大学教育と研究、卒業者に對する社会的需要等「産業芸術大学」設置の可能性について調査検討し、昭和四〇年二月一五日中間報告を行ない、その後引き続き学部学科の構成、教育課程の編成等について専門委員会を設けて検討を重ねてきたが、このたびその結論を得たので別紙のとおり報告します。

付記

国立産業芸術大学（仮称）設置の調査に関する会議委員

主査 関口 勲（東京家政学院大学長）

副主査 小塚新一郎（東京芸術大学長）

勝見 勝（東京造形大学教授）

玖村 敏雄（福岡教育大学長）

小池 新一（千葉大学教授）

小島喜久寿（東京学芸大学教授）

柴田 周吉（三菱化成工業株式会社社長）

中村 研一（洋画家）

前田 泰次（東京芸術大学教授）

諸井 三郎（東京都交響楽団長）

国立産業芸術大学（仮称）設置の調査に関する会議専門委員

伊藤 毅（早稲田大学教授）

梅棹 忠夫（京都市人文科学研究所助教授）

木村 秀政（日本大学教授）

黒木総一郎（NHK総合技術研究所主任研究員）

坂井 利之（京都市大学教授）

清水 司（早稲田大学教授）

清家 清（東京工業大学教授）

角田 隆弘（千葉大学教授）

中島 博美（日本コロンビア株式会社三鷹工場長）

樋渡 涓二（NHK放送科学基礎研究所主任研究員）

福井 晃一（千葉大学助教授）

松田 智雄（東京大学教授）

吉武 泰水（東京大学教授）

別紙目次

1. 国立産業芸術大学（仮称）設置の調査に関する会議検討結果総括表

2. 教育科目別卒業所要単位数一覧

3. 教育課程（一般教育科目、基礎教育科目、共通専門教育科目、環境設計学科専門教育科目、工業設計学科専門教育科目、画像設計学科専門教育科目、音響設計学科専門教育科目）

4. 教育研究用設備（環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科）

5. 説明書（総合前文……大学設立の意義とその必要性ほか……、各学科の意義、教育の目標、教育内容、活動分野等）

参考資料

国立産業芸術大学（仮称）設置の調査に関する会議の中間報告について（報告）

（別紙）

1. 国立産業芸術大学（仮称）設置の調査に関する会議の検討結果

総括表

(1) 名称 (一案) 芸術工科大学

(二案) 国立産業芸術大学

(三案) 産業設計大学

(2) 学部の名称 (一案) 芸術工学部

(二案) 産業設計学部

(3) 学科の数、名称 四学科

- (4) 授業科目の区分
- 環境設計学科
 - 工業設計学科
 - 画像設計学科
 - 音響設計学科
 - 一般教育科目
 - 外国語科目
 - 保健体育科目
 - 基礎教育科目
 - 専門教育科目

- (5) 専門教育科目の
学科目数、名称

- △環境設計学科
 - 環境設計第一
 - 環境設計第二
 - 環境設計第三
- 環境工学
- △工業設計学科
 - 理論・歴史
 - 工業設計第一
 - 工業設計第二
- 機能・材料
- △画像設計学科

- 理論・歴史
- 情報設計
- 画像設計
- 画像工学
- △音響設計学科
 - 音楽Ⅰ
 - 音楽Ⅱ
 - 音響構成
 - 音響工学

- (6) 専任教員数

計 四六名（共通専門教育科目担当
教員四名を含む）。他に助手一八名、
ただし、希望としては一学科目につ
き助手二名

- 一般教育科目等 七名
- 基礎教育科目 三名
- 専門教育科目 三二名
- (7) 入 学 定 員
 - 計 一二〇名（一学科につき三〇名）
- (8) 施 設
 - 福岡教育大学跡を教育課程等に合わ
せ補修改築を行なう。
- (9) 設 備
 - 計 六七〇、七六五、〇〇〇円

環境設計学科設備見込額

七九、六九二、〇〇〇円
工業設計学科設備見込額

一八一、五五三、〇〇〇円
画像設計学科設備見込額

二三七、八四七、〇〇〇円
音響設計学科設備見込額

附 帯 意 見
将来は大学院を設置するものとし、それ
まで暫定的に専攻科を置くものとする。

(備考) 学士の種類は未検討

〔以下略〕

(資料4)

人事に関する権限の委任等に関する規程第三条第一項第二
号の官職の指定

昭和四二年五月三二日
文部大臣裁定

人事に関する権限の委任等に関する規程(昭和三二年文部省訓令)
第三条第一項第二号の官職として、昭和四二年六月一日から昭和
四三年三月三十一日までの間、九州大学の九州芸術工科大学創設準備
室の室長及び室長補佐を指定する。

(資料5)

九州芸術工科大学創設準備室設置要項

九大庶第二七〇号

(昭和四二年六月一日九州大学総長裁定)

一 設置

昭和四三年四月一日から開設される九州芸術工科大学の創設準備を行なうため、九州大学に九州芸術工科大学創設準備室(以下「創設準備室」という。)を置く。

二 設置期間

創設準備室の設置期間は、昭和四二年六月一日から昭和四三年三月三十一日までとする。

三 組織

1. 創設準備室に室長および室長補佐二人を置く。
2. 室長は教授を、室長補佐は事務職員をもって充てる。
3. 創設準備室に、その事務を分掌させるため、次の三係を置く。

庶務係

会計係

教務係

(1) 庶務係は、次の事務を分掌する。

- イ 創設事務の連絡調整に関すること。
- ロ 室長の秘書事務に関すること。

- ハ 大学設置計画書の作成に関すること。
- ニ 諸規則の制定準備に関すること。
- ホ 人事に関すること。
- ヘ その他他係の所掌に属しない事項を処理すること。
- ② 会計係は、次の事務を分掌する。
 - イ 予算および決算に関すること。
 - ロ 物品の調達および管理に関すること。
 - ハ 施設および設備の維持補修に関すること。
 - ニ その他会計および施設に関すること。
- ③ 教務係は、次の事務を分掌する。
 - イ 教育課程に関すること。
 - ロ 入学試験の準備および実施に関すること。
 - ハ 学生の受入れの準備に関すること。
 - ニ その他教務に関すること。

(資料 6)

国立産業芸術大学（仮称）設置の準備について

文大大学二〇八号

昭和四一年九月二八日文部事務次官決裁

1. 趣旨

国立産業芸術大学（仮称）設置の調査については、さる八月一

日別紙のとおりその結論を得、また昭和四二年度予算概算要求においては設置準備費を計上しているが、さしあたり本年度内に同大学設置の準備にあたるため、「国立産業芸術大学（仮称）設置の準備に関する会議」を設けるものとする。

2. 設置準備会における検討または報告事項

- (1) 大学設置の世話を九州大学に依頼することについて
- (2) 大学、学部の名称について
- (3) 教官の選考について（専門委員会を設けて検討する。）
- (4) 教育課程について（専門委員会を設けて検討する。）
- (5) 施設の改修について（専門委員会を設けて検討する。）
- (6) 学生寄宿舎、職員宿舎について
- (7) 地元の協力について

3. 実施方法および実施期間

関係者の協力を得て、おおよそ次のような日程で検討を進めるものとする。

昭和四一年一〇月一八日（第一回）から、昭和四三年三月三一日までの間（本年度の会議開催回数は三回程度、来年度は三回程度）

4. 協力を求める関係者の職業および氏名

関口 勲 東京家政学院大学長

小池 新一 千葉大学教授

諸井 三郎 東京都交響楽団長
 玖村 敏雄 福岡教育大学長
 柴田 周吉 三菱化成工業株式会社社会長
 梅棹 忠夫 京都大学助教授
 吉武 泰水 東京大学教授
 鶴崎 多一 福岡県知事
 阿部 源藏 福岡市長
 瓦林 潔 九州電力株式会社副社長
 遠城寺宗徳 九州大学長
 妻木 徳一 九州工業大学長
 坂井 渡 九州大学工学部長
 佐々木吉郎 明治大学教授
 大木金次郎 青山学院大学長
 小塚新一郎 東京芸術大学長
 渡辺 寧 静岡大学長
 福田 繁 文部事務次官
 岩間英太郎 文部省大臣官房長
 天城 勲 文部省大学学術局長
 宮地 茂 文部省管理局長

以上二二名

(資料7)

九州芸術工科大学設置準備会専門委員名簿

四二・八・二五 現在

(1) 教員選考専門委員会

氏名	現職
吉武 泰水	東京大学工学部教授
青木 正夫	九州大学工学部助教授
小池 新一	九州芸術工科大学創設準備室長
梅棹 忠夫	京都大学人文科学研究所助教授
川野 洋	東京都立航空工業短期大学助教授
諸井 三郎	洗足学園大学音楽学部長
牧田 康雄	NHK放送科学基礎研究所長
伊藤 尚	九州大学工学部長
水野 高明	九州大学教養部長
天城 勲	文部省大学学術局長
諸沢 正道	文部省人事課長

(2) 教育課程専門委員会

氏名	現職
青木 正夫	九州大学工学部助教授

小池 新二	九州芸術工科大学創設準備室長
川野 洋	東京都立航空工業短期大学助教
牧田 康雄	NHK放送科学基礎研究所長
福井 晃一	千葉大学工学部教授

(3) 施設専門委員会

氏名	現職
青木 正夫	九州大学工学部助教
小池 新二	九州芸術工科大学創設準備室長
川野 洋	東京都立航空工業短期大学助教
牧田 康雄	NHK放送科学基礎研究所長
青江 喜一	文部省管理局教育施設部計画課長
栗山 幸三	文部省管理局教育施設部計画課監理官
高橋 春雄	九州大学施設部長
神田 俤三	文部省教育施設部福岡工事事務所長

(資料 8)

文部大臣 中村梅吉 殿

お願い

かねて設置方ご配慮願っております国立産業芸術大学については、来る昭和四二年度より開学していただきますよう、格別のご高配を

お願い申し上げます。

なお、地元財界としては、同大学設置に関して一億五千万円程度、

寄附する考えでございます。

昭和四一年六月二三日

国立九州芸術大学設置協力会

会長 安川 第五郎
副会長 柴田 周吉
副会長 平井 富三郎
副会長 瓦林 潔
副会長 野口 義夫

(資料 9)

文部大臣 劔木亨弘 殿

採納証明書発行願ひ

九州芸術工科大学の設置に関し、施設等の費用にあてるため、当会より寄附したる場合は採納することを確約願ひます。

昭和四二年五月八日

九州芸術工科大学協力会
会長 安川 第五郎

雑大第二の五号

九州芸術工科大学協力会

会長 安川 第五郎

昭和四二年五月八日付で申請のあった寄附の採納願については、
下記のとおり回答します。

昭和四二年六月一日

文部大臣 劍木亨弘

記

九州芸術工科大学の設置に関し、施設等の費用にあてるため、九州芸術工科大学協力会から寄附の申し出があつた場合は採納することを確約する。

雑大 第二の五号

昭和四二年六月一日

九州芸術工科大学協力会

会長 安川第五郎 殿

文部省大学学術局長

天城 勲

採納証明書発行願いについて

昭和四二年五月八日付で申請のあった標記のことについては、
別紙のとおり発行いたしましたのでお知らせします。

なお、募金計画書、趣意書等作成のうへは、速やかに送付して下

さい。

(注) この採納証明書は、この寄附が国に対して直接なされる

のであれば法人税法第三七条第三項第一号の規定により当然免税となるが、一たん協力会で募金しそれを国に対して寄附する形をとる関係上必要とし、またこの採納証明書により、福岡国税局長から協力会あてに免税確認書を発行する手筈となっている。

(資料10)

〔四三八と同じにつき略〕

(資料11)

文大大第二四一号

昭和四二年一月四日

福岡教育大学長 殿

文部省大学学術局長

宮地 茂

文部省管理局長

村山 松雄

九州芸術工科大学設置に係わる便宜供与方依頼について(依頼)

九州芸術工科大学については、国立学校設置法上昭和四三年四月一日から設置することとし、その準備をとり進めておりますが、この大学の設置場所としては、すでに御承知のとおり、貴学元福岡本校跡（福岡市塩原町二二六番地）および井尻寄宿舎跡（福岡市大字平原一、二八七番地）を予定しております。

ついでには、昭和四三年四月開校に合うように、昭和四二年一月頃から、設置の世話大学をお願いしている九州大学において補修および改修のための工事をする必要がありますので、その際の便宜供与方よろしく願います。

文大大第二四一号

昭和四二年一月四日

九州大学長 殿

文部省大学学術局長

宮地 茂

九州芸術工科大学設置に係わる便宜供与方依頼について

このことについて、別紙のとおり福岡教育大学長あて依頼しましたので、よろしくお取り計らい願います。

（資料12）

九州芸術工科大学設置の調査及び準備の経過一覽

年月日	事項
三七、二、	九州文化推進協議会が国立九州芸術大学設置要望の決議
三八、二、二七	国立九州芸術大学設置期成会（会長安川第五郎氏）創立
三八、三、	国立九州芸術大学（後に国立産業芸術大学の構想と発展）設置の要望（日経連、経団連、日本商工会議所、九州・山口経済連合会、九州地方知事会、福岡県市長会ほか約二〇団体）
三八、八、	昭和三九年度予算として、国立産業芸術大学（仮称）設置調査費三〇万円の要求を大蔵省提出
二二、	上記調査費は二〇万円と政府予算案決定
三九、六、二〇	「国立産業芸術大学（仮称）設置に関する調査検討について」事務次官決裁
二	勝見勝氏ほか九氏を「国立産業芸術大学（仮称）設置の調査に関する会議」（以下「調査会」という。）の委員に委嘱依頼（期間三九、七、一〜四一、三、三一）
七、三	調査会（第一回）開催
八、二、三	〃（第二回）〃
一〇、八	〃（第三回）〃

年月日	事項
三九、二、二五	〃 (第四回) 〃
二二、	調査費二〇万円を昭和四〇年度予算案に計上
四〇、二、二五	調査会(第五回)開催 調査会主査関口勲氏より大学学術局長あてに調査会の中間報告
五、一〇	〃 (第六回) 〃
六、一三	調査会委員 東京芸術大学美術学部建築科及び工芸科、千葉大学工学部工業意匠学科、写真工学科、印刷工学科及び建築学科を見学
六、一五	調査会委員 NHK技術研究所音響研究部を見学
八、	昭和四一年度予算として、国立産業芸術大学(仮称)開設準備費九五六千円の要求を大蔵省提出
九、八	調査会(第七回)開催
一一、九	学科組織、教育課程、教育研究用設備等検討のため、梅棹忠夫氏ほか七氏を調査会専門委員に委嘱依頼(期間四〇、一一、一三〜四一、三、三二)
一一、二三	調査会(第八回)及び専門委員会合同会議開催
一八	専門委員会(産業音響関係)開催

四〇、二、一〇	〃 (合同会議) 〃
〃	〃 (産業設計関係) 〃
二四	〃 (産業音響関係) 〃
四一、一、一〇	〃 (合同会議) 〃
〃	〃 (産業音響関係) 〃
一、	開設準備費の予算要求六五六千円は、調査費二〇万円として政府予算案決定
一、一九	専門委員会(代表者会議)開催
二二	自由民主党田中角栄氏国立九州芸術大学設置期成会会長安川第五郎氏に国立産業芸術大学の四二年度開設に万全を期する旨約す
二天	専門委員会(合同会議)開催
二八	〃 (〃) 〃
二八	〃 (〃) 〃
二二	〃 (〃) 〃
三、二一	〃 (〃) 〃
一九	〃 (産業音響関係) 〃
二八	〃 (合同会議) 〃
四、二二	〃 (〃) 〃

年月日	事項
四、四、二五	調査会（第九回）開催
二二	大学設置分科会に国立産業芸術大学（仮称）の構想について説明
三〇	調査会（第一〇回）開催
五、九	専門委員会（合同会議）開催
二七	調査会（第一一回）開催
二五	梅棹忠夫氏ほか七氏を前年度に引き続き、坂井利之氏ほか三氏を新たに調査会専門委員に委嘱依頼（期間四一、五、二八～四二、三、三一）
一八	専門委員会（合同会議）開催
六、七	〃（〃）
二四	〃（〃）
二四	〃（〃）
七、二	調査会専門委員清家清氏ほか三氏建物の補修改築の資とするため福岡教育大学跡を实地調査
七、二	調査会（第一二回）開催
八、一	〃（第一三回） 〃 調査会主査関口勲氏より大学学術局長あてに「国立産業芸術大学（仮称）設置の検討結果について」最終報告

四、八	昭和四二年度予算として、国立産業芸術大学（仮称）設置準備費の要求を大蔵省提出、一般会計一、二四七千円、国立学校特別会計三、六一四千円（施設補修費を除く）
九、二八	「国立産業芸術大学（仮称）設置の準備について」事務次官決裁
一〇、四	阿部源蔵氏ほか二〇氏を「国立産業芸術大学（仮称）設置準備会」（以下「準備会」という。）の委員に委嘱依頼（期間四一、一〇、一八～四三、三、三一）
一〇、一八	準備会（第一回）開催
一一、二三	大学学術局長より福岡県知事あて「国立産業芸術大学（仮称）設置に係わる協力方について」依頼
一四	吉武泰水氏ほか六氏を準備会教員選考専門委員会委員に委嘱依頼（期間四一、一二、一五～四二、三、三一）
四、一、一六	教員選考専門委員会開催
二、九	〃
三、	九州芸術工科大学（国立産業芸術大学（仮称）を改称）設置準備費の予算要求政府案決定 一般会計 七二三千円 国立学校特別会計 八、六八六千円

年月日	事項
四、四、二一	吉武泰水氏ほか七氏を準備会教員選考専門委員会委員に委嘱依頼（期間四二、四、一〜四三、三、三一）
一七	教員選考専門委員会開催
四、二六	準備会（第二回）開催
五、八	九州芸術工科大学協力会会長安川第五郎氏より文部大臣あて協力会寄付金の「採納証明書発行願い」について依頼
一九	関口勲氏（東京家政学院大学長）及び今道友信氏（東京大学文学部助教授）国立学校設置法の一部改正に関し、衆議院文教委員会において参考人として出席し、九州芸術工科大学について意見を述べる。
三三	「人事に関する権限の委任等に関する規程第三条第一項第一二号の官職の指定」（九州芸術工科大学創設準備室の室長及び室長補佐を文部大臣発令の官職とする指定）（文部大臣裁定）
六、一	五月八日付け「採納証明書発行願い」について、文部大臣より安川第五郎氏あて回答
〃	国立学校設置法の一部改正により、九州芸術工科大学を昭和四三年四月一日から開設する旨規定

四、六、一	「九州芸術工科大学創設準備室設置要項」（九州大学総長裁定）により、九州大学に九州芸術工科大学創設準備室（以下「創設準備室」という。）をおく。（期間四二、六、一〜四三、三、三一）
〃	同室長に九州大学工業教員養成所教授（前文部省大学学術局視学官、元千葉大学教授）小池新二氏発令
二二	小池室長欧州へ芸術工学に関する大学教育の実情調査および教員就任交渉のため出発
七、一	大学基準分科会（第七回）総会において、芸術工学部に関する基準を作成するため、芸術工学専門委員会設置決定
一五	小池室長欧州より帰国
八、一七	青木正夫氏ほか二氏を教員選考専門委員会委員に追加委嘱依頼、青木正夫氏ほか四氏を教育課程専門委員会委員に、青木正夫氏ほか七氏を施設専門委員会委員に委嘱依頼（期間四二、八、二五〜四三、三、三一）
一五	昭和四三年度九州芸術工科大学入学者選抜について創設準備室長より各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、附属高等学校を有する国立大学長あて通知。同時に新聞発表
三〇	教育課程専門委員会及び施設専門委員会開催

年月日	事項
四、八、	昭和四三年度予算として、九州芸術工科大学創設準備に必要な経費（国立学校特別会計）二、三二、四一〇千円の要求を大蔵省提出
九、八	小池室長米国、カナダへ芸術工学に関する大学教育の実情調査及び教員就任交渉のため出発
二六	「九州芸術工科大学案内」を各国公私立高等学校長あて送付
二九	「」を各都道府県知事及び教育委員会教育長あて送付
〃	施設専門委員会開催
一〇、四	小池室長、米国、カナダより帰国
一三	教育課程専門委員会開催
二、四	大学学術局長及び管理局長より福岡教育大学長あて「九州芸術工科大学設置に係る便宜供与依頼について」依頼
八	準備会（第三回）開催
二五	梅棹忠夫氏ほか四氏に大学基準分科会芸術工学専門委員会委員に委嘱依頼（期間四二、一一、一五〜四三、三、三一）

四、二、五	大学基準分科会芸術工学専門委員会（第一回）開催
一	九州芸術工科大学入学者選抜委員会を九州大学内に設置
一五	大学基準分科会芸術工学専門委員会（第二回）開催、「芸術工学部の基本的なあり方について」原案作成
二二	福岡教育大学跡の建物の補修開始
四、一、	九州芸術工科大学創設準備に必要な経費（国立学校特別会計）の予算要求政府案は八四、九八〇千円と決定
一九	大学基準分科会（第八回）総会において「芸術工学部の基本的なあり方について」を原案どおり決定
一七	九州芸術工科大学設置計画書を文部大臣あて提出
一五	大学設置分科会総会において、九州芸術工科大学の教育課程、教員組織等の審査のため、「芸術工学部に関する特別委員会」設置を決定
二、五、一四	九州芸術工科大学入学願書受付
二、六	芸術工学部に関する特別委員会（第一回）開催

年月日	事項
四二、二六、一九	大学設置分科会委員（高垣、渡辺、小塚の三氏）九州芸術工科大学予定地を实地調査
二三	推薦入学志願者の面接を九州大学において行う。
一六	上記の選考結果を通知

〔註〕原本横書き。

第二節 九州芸術工科大学の創立

四四二 九州芸術工科大学案内

〔九州芸術工科大学設置準備会関係〕

一九六七（昭和四二）年九月

（表紙）

一

昭和四三年度開設

九州芸術工科大学案内

昭和四二年九月

九州大学九州芸術工科大学創設準備室

└

概要

目的 科学および芸術を総合し、その全体的な精神による高次のデザインを確立するため、これに係る専門の学術を研究教育する。

学 長 小池新一（予定者）

学 部 芸術工学部

学科・入学定員 環境設計学科 三〇人

工業設計学科 三〇人

画像設計学科 三〇人

音響設計学科 三〇人

開設予定地 福岡市塩原二二六番地

創設準備室 福岡市大字箱崎三五七六番地

(問い合わせ先)

九州大学本部内

九州大学九州芸術工科大学創設準備室

(電) 福岡六四―三三二九

第一 本学の使命

近代の科学技術は、それぞれの分野の専門分化によって、著しく進展し、その結果は、各種の産業分野に未曾有の技術革新を招来し、生産の方式を根本から変革するとともに、われわれの社会生活にも日常生活にも、画期的な変化を与えつつある。そのことは、もちろんいわゆる文明の恩恵に浴するものとして喜ぶべき面を多々もっているのであるが、それと同時に、「技術」の独走におちいり、いわゆる人間疎外の現象が現われていることもまた否定することはできない。

このような現象をいかに回避し、「技術」をその本来あるべき位置に正しくすえ、かつ、いかに機能させるかということは、技術者を特

色とする現代文明最大の課題の一つであるといつてよいであろう。しかもこの問題の解決は、きわめて困難であるとともに、はなはだ多岐にわたることはない。

これら多岐にわたる問題解決の方途のうち、当面最も重要なことは、「技術の人間化」である。技術の人間化とは、一つには、技術の發展自体を人間的基準に立脚して進めることであり、二つには、技術の發展を人類の福祉と人間生活のいっそうの充実のために役立たせることである。言い換えれば、技術の基盤であるところの「科学」と、人間精神の最も自由な発現であるところの「芸術」とを総合し、その全体的な精神によって、技術の進路を計画し、その機能を設計する。すなわち、きわめて高次のデザインを確立することである。

本学の使命は、この問題を深く研究するとともに、その研究に基づいて若い有為の人材を育成して世に送り出すことにある。

このような観点から、本学においては、技術の可能性を研究するとともに、科学的な思考と芸術的な陶冶に基づいて、技術の人間化を達成するため、新しい教育体系の樹立を目標としている。すなわち、現代技術の核心をなす工学を中心として、一方では数学、物理、化学等の基礎的自然科学と、他方では歴史、芸術、社会経済等の人文、社会科学の研究をあわせて行ない、これらの知識的、思想的教育と併行して、実験実習による技術体験と訓練による芸術体験とを与えることによって、思考と行動との統一を図り、真に創造力のあ

る人材の育成を目ざしている。

本学には、「環境設計」、「工業設計」、「画像設計」、「音響設計」の四学科が設けられるが、その何れにおいても、「設計」とは、単なる技術設計のことではなく、設定された課題に対して、技術的可能性を探究するとともに、心理、生理、芸術、経済等人間的、社会的要
求に適合した解決を求める総合的な設計を意味している。

したがって、このような設計を行なう技術者を養成するために、
本学の教育課程は、従来ややもすればおちいりやすかった教育科目の学問的割拠主義を排し、教養課程と専門課程との内面的融合を図るとともに、各科目間の相互関係を緊密にし、総合的な視野の育成を目的として、各学科を通じ、一般教育科目、基礎教育科目、共通専門教育科目を修得しつつ、専門教育課程に入ることとなる。

このようにして、深い教養と広い視野の下にそれぞれの学科の意図する専門分野の教育課程を履習した学生は将来社会の各方面にわたって、最も需要度の高い技術者となることができるであろう。

（参考）

諸外国における類似の大学

本学が意図するところを併せもった大学は、わが国にはもちろんのこと、諸外国にもその類はないが、個々の分野では、次のようなものがある。

1 環境設計学科に類似のもの

(米) ハーバード大学設計学部

(米) カリフォルニア大学環境設計学部

2 工業設計学科に類似のもの

(英) マンチェスター工科大学大学院

(西独) ウルム設計大学

(米) イリノイ工科大学設計学部

3 画像設計学科に類似のもの

(米) ブラット インスチチュート

(英) 王立芸術大学

4 音響設計学科に類似のもの

(西独) デットモルト北西ドイツ音楽アカデミー

第二 設立の経過

本学の創設については、当初、九州地区の文化団体、経済団体等から国立の芸術大学設置の要望が出されていたものであるが、わが国の現状からみると、むしろ産業界にとっては、産業デザイン、音響、放送等のいわゆる産業芸術教育の振興が急務であるということになり、九州を中心とする産業界の強い要望とあわせて、産業芸術を中心とした大学の設置という構想に発展した。

この間、文部省には、この要望を受け、昭和三九年度から「国立産業芸術大学（仮称）設置の調査に関する会議」が設けられ、その

調査研究が行なわれた結果、昭和四〇年二月に同会議から、設置の必要性を認める旨の報告が、さらに昭和四一年八月に学部学科の構成、教育課程等について、最終報告が出された。

これに基づいて、文部省では、この大学の昭和四三年四月開校が内定され、昭和四一年一〇月にはこの大学の設置準備会が発足して、教官の選考、施設計画その他の設置準備が開始された。ついで、昭和四二年四月には学長予定者として、小池新二元千葉大学教授が内定され、さらに六月には、この大学の名称を「九州芸術工科大学」とし、昭和四三年四月一日開校とすることが法律に定められ、またこれと同時に、小池新二を室長として、この大学の創設準備室が九州大学内に開設され、いよいよ本格的にその創設準備がすすめられている。

第三 学科の内容

1. 環境設計学科

(1) 環境設計の意義

環境設計 (Environmental Design) とは、個人の住居から集団の地域施設 (都市、工場、団地等) に至るまで、人間の生活に最も適した環境を開発するための科学的な設計計画のことである。

(2) 教育の目標

環境構成の改善については、従来建築学、土木工学、造園学等の諸分野において多くの人材が育成されてきたが、それにもかかわらず、依然として生活環境がよくなるには、専門家の多くが単なる工学的あるいは農学的技術者にすぎなかったため、その総合された環境に関し真に人間の要求に適した創造的な開発をなし得なかったからといえる。すなわち本学科は、環境の企画構成を専門とする環境設計家の養成を目標としている。

(3) 教育内容

この分野は、工学諸部門に通ずる工業設計の方法論と関連して、独自の設計理論が発達しつつあるところであるが、構造、材料等工学技術的な研究教育と平行して、保健衛生、厚生等生理学的生活諸問題と経済、産業、芸術等社会的、文化的諸問題を基盤とした設計計画の研究教育を行なう。

本学科の専門教育は、次の四学科目 (講座) で行なわれる。

環境設計第一 住宅設計、建築設計、建築計画等各種建築設計

の方法およびその技法を研究する。

環境設計第二 集団の生活を対象とする地域および都市の計画

ならびに交通、造園の設計法およびその技法や

美観について研究する。

建築工法 一般構造、建築材料および施工を含む各種建築

工法について研究する。

環境工学 構造計画その他工学技術的諸問題について研究

する。

次に、専門教育のカリキュラムは、目下検討中であるが、第一案として、次の授業科目が検討されている。

環境設計第一 環境設計Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ、建築史、人間工学概論、同実験、同検査法、環境設計製図Ⅰ、同Ⅱ、

同Ⅲ

環境設計第二 地域及都市計画Ⅰ、同Ⅱ、都市設計、都市史、

都市社会学、交通計画、造園計画、都市及建築

法規、環境設計製図Ⅳ

建築工法

建築工法Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ

環境工学

構造計画Ⅰ、同Ⅱ、室内環境工学、室内音響工学

(4) 活動分野

都市計画、建築設計、造園、室内構成、演劇、放送、材料工業、設備工業等

2. 工業設計学科

(1) 工業設計の意義

工業設計 (Industrial Design) とは、工業的手法によって生産されるものを、生産と消費の諸要求に対し、よりよく適応するよう計画し、設計する創造活動である。

(2) 教育の目標

工業設計は、近時、技術革新の進行とともに、ますますその範囲と需要とを拡大しつつあるが、従来この方面の教育は、装飾、図案、意匠等美術的側面にのみかたより、社会の要求を十分に満足させていない。すなわち本学科は、この点に鑑み、人間とものとの関係を根本的に考察することから出発して、生産と消費の両面からみて一つの体系を統一体に変換する構造と機能を研究し、これを実現するための過程、すなわち設計の実習訓練を行なう。

(3) 教育内容

生態学、知覚理論、人間工学、行動科学、情報理論等の新しい諸科学から、電気、機械等の工学まで複雑多岐にわたる科学技術に、能う限り相互の関連性をもたせて、教育課程を組み、常に実験と実習とを通じて思考と行動との統一を図る。特に感性に訴える造形面の訓練と、知識的、思维的活動との間に調和を図ることにとめる。

本学科の専門教育は、次の四学科目（講座）で行なわれる。

理論・歴史 工業設計の理論と設計計画の歴史的発達を研究

する。

工業設計第一 主として機械的構造を有する機器類の設計を研

究する。

工業設計第二 複雑な機構を有せざる工業製品、家具、包装等野設計を研究する。

人間工学 工業製品の材料、製造法、機構等工業技術的諸問題を研究する。

次に、専門教育のカリキュラムは、目下検討中であるが、第一案として、次の授業科目が検討されている。

理論・歴史 設計概論、同演習、設計技術史Ⅰ、同Ⅱ、生活様式論、特別講義Ⅰ

工業設計第一 製品開発論、機器設計、機能解析及演習Ⅰ、材料力学、工作実験Ⅰ、同Ⅱ、特別講義Ⅱ

工業設計第二 室内設計、商品化計画、工業材料、製造工学、機能解析及演習Ⅱ、工房実習Ⅰ、同Ⅱ、特別講義Ⅲ

人間工学 人間工学概論、同実験、同検査法、機構学、機能実験、生活用具論、流通工学、特別講義Ⅳ

(4) 活動分野
ア、自動車その他の車輛、船舶、電気機器、工作機械、農業機械、事務用機器、医療機器等の工業設計

イ、家具、調度をはじめ、陶磁器、ガラス、木工、金工、プラスチック等日常生活用具の企画、設計

ウ、都市、交通、道路、住宅、厚生施設等の計画、設計への参

加協力

3. 画像設計学科

(1) 画像設計の意義

画像設計 (Visual Communication Design) とは、視覚媒体 (色、光、形態、文字等) による情報を有効に構成し、伝達するための設計計画のことである。現代の社会においては、情報の正確で高速な処理があらゆる分野でその重要性を高めているが、特にテレビ、映画、ネオン、写真等の視覚媒体による情報伝達の技術は近時工学技術の急速な進歩とともに面目を一新し、各方面に画期的な影響を与え、各種の新しい産業部門を発達させつつある。

(2) 教育の目標

画像設計の技術者は、視覚的情報の構成および伝達を行なう個人や社会集団のさまざまな要求に基づき、関連する工学諸分野の専門技術者と互に協力して視覚的情報の伝達過程全般にわたる適切な設計と計画を行なわなければならない。このためには、科学技術、経済、芸術等の色々な要素を調整しながら、これらを一定の目的のもとに総合し、組織する高度の創造的能力が必要である。このため、教育にあたっては、

(ア) 写真工学、印刷工学、電子工学、情報理論、計算機理論等

画像の構成ならびに伝達の基礎技術を修得する。

(イ) 視覚情報の構成に關係する数学、心理学等の理論的知識を身につける。

(ウ) コミュニケーション理論、人類学、技術論、サイバネティクス等文明社会と人間の生き方に関する積極的な思考を養う。

(エ) 優れた芸術的感覚を養うとともに、視覚情報の処理によって社会を組織するうえの倫理を身につける。

以上が特に肝要である。そのため、科学的論理的思考力を養うとともに、アイデアを具体化する技術的能力を開発し、理論とともに実験、実習に力を入れ、組織力、計画性を育成することに努める。

(3) 教育内容

視覚媒体による情報伝達活動は、これを媒体の時空間的次元によって大別すれば、次の二分野になる。

(ア) 静的媒体による伝達(空間的設計) 写真、印刷、文字、

タイポグラフィ、視覚記号、ファクシミリ等

(イ) 動的媒体による伝達(時空間的設計) テレビ、映画、

アニメーション、ネオン、特殊照明、演出等

本学科の専門教育は、上記の両分野にわたり、次の四学科目(講座)で行なわれる。

画像設計第一 前記の両分野にわたり、画像設計における情報

処理のための基礎理論と設計方法論を研究する。

画像設計第二 静的媒体に関する設計法を研究する。

画像設計第三 動的媒体に関する設計法を研究する。

画像設計第四 画像伝達工学、電子工学、写真工学その他画像設計に必要な各種の工学技術および材料を研究する。

次に、専門教育のカリキュラムは、目下検討中であるが、第一案として、次の授業科目が検討されている。

画像設計第一 画像情報理論、画像設計実験、視覚記号論、画像文化史、画像構成研究、視覚心理学

画像設計第二 情報設計原論、情報計画、情報設計Ⅰ、同Ⅱ、視覚形成Ⅰ、同Ⅱ

画像設計第三 画像設計原論、画像計画、同設計、同効果、同分析

画像設計第四 画像伝送工学原論、写真工学、印刷工学、記録工学、テレビジョン工学、画像合成

(4) 活動分野

ア、テレビ、映画、ネオン等画像情報の企画および設計

イ、新聞、雑誌等印刷媒体の視覚的設計

ウ、広告、宣伝、展示等の企画および設計

エ、視覚教育その他情報産業における視覚伝達法の開発計画

4. 音響設計学科

(1) 音響設計の意義

音声、音楽、騒音などが、われわれの日常生活、社会生活に對して重要な関係をもつことについては、ここに改めて多言を要しない。

音響設計 (Acoustic Design) とは、人間をとりまく行動的環境において、あらゆる種類の音響を管理し、あるいは構成し、総合的立場から人間に適合した音響環境を創造するための計画設計である。わが国においては、近年ようやくこの重要性は認識されてきたものの、技術革新の急速な進展に伴い、音響設計の必要度は、ますます増大しているのに対して、実践面において著しく遅れている状態にある。これの改善には、音響設計法を研究するとともに、音響設計に能力のある人材を社会に送り、これを実践しなければならない。

(2) 教育の目標

音響設計の技術者は、人間、社会について豊かな教養と広い視野、科学的思考力、音に対する高い感性、音響科学技術に関する専門的知識と技能をもとにして、多面的諸要求、機能をコーディネートし、その中で調和のとれた音響設計を実現する能力を必要とする。

したがって、本学科においては、一般教養を基盤として、音

響科学技術に関する研究とこれに関する専門的知識をもつとともに、同時に音楽芸術を通じ音に対する感性を高め、分析能力、総合能力、展開能力さらに実践力をもつ音響設計者の養成を目標とする。

(3) 教育内容

本学科の専門教育は、次の四学科目 (講座) で行なわれる。

音 楽 音についての感性を高めるために必要な教育と研究をする。

聴覚・音声 聴覚生理・心理・音楽心理・音声・言語について研究し、音の人間側における諸問題について研究する。

音響構成 音響分析、音響合成について学び、收音、録音、電子音楽などの音響構成技術について研究する。

音響工学 在来の音響科学技術全般について特に設計の立場から研究し、音響物理、建築音響、騒音制御などにつき、理論的ならびに実験的研究を行ない、上記各学科目を総合しての設計法を開発する。

次に専門教育のカリキュラムは、目下検討中であるが、第一案として、次の授業科目が検討されている。

音 楽 聴覚形成、演奏Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ、音組織論Ⅰ、

- 同Ⅱ、楽曲構成、総譜学Ⅰ、同Ⅱ、音楽史Ⅰ、
同Ⅱ
聴覚・音声 聴覚音声生理概論 音響心理Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ、
音声Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ
音響構成 音響分析、音響合成、楽器音響学、音響構成Ⅰ、
同Ⅱ
音響工学 物理音響学、電気音響学、建築音響学、騒音制
御Ⅰ、同Ⅱ、同設計演習、建築音響設計演習
(4) 活動分野
ア、放送、レコード、映画などの音響設計
イ、電子音楽の制作
ウ、諸産業工場の音響管理
エ、諸機械の騒音振動制御設計
オ、都市音響環境設計
カ、音響機器の設計
キ、楽器産業
ク、音響設計学の研究
- 第四 学生生活等
1. 修学費および奨学金
(1) 授業料および入学料
2. 保健室等の施設
(1) 保健室、学生食堂等
学生の健康管理のための保健室、学生食堂、体育施設を設け
- (2) 一カ月の所要経費
本学に入學して学業を継続するためには、どの程度の経費を必要とするかは、個人によつて差異があるが、食費、学用品等すべてを含んで、次に掲げる額が標準といえる。
自宅通学の場合 五、五〇〇円〜 七、〇〇〇円
学生寮の場合 一、〇〇〇円〜 一三、〇〇〇円
間借りの場合 一三、〇〇〇円〜 一五、〇〇〇円
下宿の場合 一四、〇〇〇円〜 一七、〇〇〇円
(3) 奨学金
日本育英会の奨学金が、他の大学と同様に貸与されるが、これを受けるには、家族の経済事情が考慮されるばかりでなく、健康で学業成績が優秀であることも必要である。
なお、貸与率は、四〇％程度になると予想される。
- 国立大学と同様、次のとおりである。
入学料 四、〇〇〇円（入学時に納付）
授業料 年額 一二、〇〇〇円（毎年四月および一〇月の二期に分けて半額ずつを納付）

る。

(2) 学生寮

昭和四四年度から設置の予定であるので、その間は間借り、下宿等のあつせんを行なう。

〔註〕 原本横書き。

四四三 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改

正する法律（九州芸術工科大学創立）

『官報』号外第五九号 一九六七（昭和四二）年五月二日

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和四十二年五月三十一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法律第十八号

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律

（国立学校設置法の一部改正）

第一条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表北海道大学の項中「医学部」を「医学部歯学部」に

改め、同表秋田大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め、

同表山形大学の項及び茨城大学の項中

「文学部」を「人文学部」
「教育学部」を「教育学部」
「理学部」を「理学部」

に改め、同表東京工業大学の項中「理工学部」を「工学部」に改

め、同表横浜国立大学の項中「経済学部」を「経済学部」に改め、

同表大阪学芸大学の項中「大阪学芸大学」を「大阪教育大学」に、

「学芸学部」を「教育学部」に改め、同表九州大学の項中「医学

部」を「医学部」に改め、同表中「九州工業大学」
「工学部」

を「九州芸術工科大学」
「九州工業大学」



〔中略〕

附則

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条第一項の表九州工業大学の項の改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2 昭和四十二年度に北海道大学若しくは九州大学の歯学部、帯広畜産大学、愛媛大学若しくは宮崎大学の大学院、大阪大学医療技術短期大学部、木更津工業高等専門学校、富山商船高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、広島商船高等専門学校、大島商船高等専門学校若しくは弓削商船高等専門学校又は茨城大学養護教諭養成

所、愛知教育大学養護教諭養成所若しくは徳島大学養護教諭養成所に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和四十二年四月一日から当該学部、大学院、短期大学部、高等専門学校又は養護教諭養成所にそれぞれ在学していたものとみなす。

〔中略〕

文部大臣 劔木 亨弘
内閣総理大臣 佐藤 栄作

四四四 九州芸術工科大学学則

九州芸術工科大学学則

目次

- 第一章 目的 (第一条)
- 第二章 組織 (第二条・第三条)
- 第三章 教授会等 (第四条・第五条)
- 第四章 学年、学期および休業日 (第六条・第七条)
- 第五章 修業年限および在学期間 (第八条・第九条)
- 第六章 入学、休学、転学および除籍 (第一〇条―第十三条)
- 第七章 教育課程および履習方法 (第二四条―第二八条)
- 第八章 卒業および学士号 (第二九条)
- 第九章 賞罰 (第三〇条・第三一条)
- 第一〇章 厚生施設 (第三二条・第三三条)

第一章 研究生、聴講生および外国人学生 (第三四条―第三六条)

条)

第二章 検定料、入学料、授業料および寄宿料 (第三七条―第四六条)

第三章 公開講座 (第四七条)

第四章 補則 (第四八条)

附則

第一章 目的

(目的)

第一条 本学は、教育基本法および学校教育法の精神に則り、技術を人間生活に適切に利用するために、技術の基礎である科学と、人間精神の最も自由な発現である芸術とを総合し、技術の進路を計画し、その機能の設計について研究するとともに、人文社会、自然にまたがる知識と芸術的感性を基盤とする設計家を養成することを目的とする。

第二章 組織

(学部、学科および入学定員)

第二条 本学に芸術工学部を置く。

2 芸術工学部に次の学科を置く。

(1) 環境設計学科

(2) 工業設計学科

- (3) 画像設計学科
- (4) 音響設計学科

3 前項の学科の学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	総定員
環境設計学科	三〇	三〇
工業設計学科	三〇	三〇
画像設計学科	三〇	三〇
音響設計学科	三〇	三〇
計	一二〇	一二〇

(附属図書館)

第三条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

第三章 教授会等

(教授会)

第四条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。
(協議会)

第五条 本学に協議会を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、協議会の議を経て学長が定める。

第四章 学年、学期および休業日
(学年および学期)

第六条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 学年を次の二期に分ける。

前期 四月一日から一〇月一五日まで

後期 一〇月一六日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第七条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 本学の創立記念日

(4) 春季休業 四月一日から四月一〇日まで

(5) 夏季休業 七月一日から九月一〇日まで

(6) 冬季休業 一月二五日から翌年一月七日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、学長がそのつど定める。

第五章 修業年限および在学期間

(修業年限)

第八条 修業年限は、四年とする。

(在学期間)

第九条 学生は、八年をこえて在学することができない。

第六章 入学、休学、転学、退学および除籍

(学長の許可)

第一〇条 入学、休学、転学および退学は、教授会の議を経て学長が許可する。

(入学の時期)

第一一条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第一六条に規定するものについては、学期の始めとする。

(入学の資格)

第二二条 入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による一二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において、学校教育における一二年の課程を修了した者
 - (4) 文部大臣の指定した者
 - (5) 大学入学資格検定期程(昭和二十六年文部省令第一三号)による大学入学資格検定に合格した者
- (入学の願い出)

第一三条 入学を志願する者は、別に定めるところにより、入学願書に検定料を添えて学長に願い出なければならない。

(選抜試験)

第一四条 入学志願者については、学力、健康その他の事項についての選抜試験を行ない、入学を許可する者を選考する。

(入学の許可)

第一五条 入学の選考に合格した者で、所定の日までに入学金を納め、誓約書、身元保証書その他指定の書類を提出した者に入学を許可する。

2 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。

(編入学および再入学)

第一六条 次の各号の一に該当する者で、本学に入学を志願するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、第一四条の規定にかかわらず、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 学士の称号を有する者
- (2) 本学を退学した者
- (3) 短期大学、高等専門学校または工業教員養成所を卒業した者
- (4) 他の大学の学生で、現に在学する大学の学長または学部長の転学の承認を得たもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科

目および単位数の取扱いならびに修業年限および在学年数については、教授会の議を経て学長が認定する。

(転学科)

第一七条 本学の学生で、所属の学科以外の学科に転学科を志望する者があるときは、教授会の議を経て許可することができる。

(休学)

第一八条 疾病その他特別の理由により、二月以上休学することができない者は、許可を得て休学することができる。

2 疾病により、修学することが適当でないと認められる者については、学長は、教授会の議を経て休学を命ずる。

(休学期間)

第一九条 休学期間は、一年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、一年に限りこの期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して四年をこえることができない。

3 休学期間は、修業年限および在学期間に算入しない。

(復学)

第二〇条 休学期間内にその理由が消滅した場合は、許可を得て復学することができる。

(転学)

第二一条 他大学に転学しようとする者は、願い出て許可を受けなければならぬ。

(退学)

第二条 退学しようとする者は、願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第三条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、催告を受けても納付しない者
- (2) 在学期間が八年をこえる者
- (3) 休学期間が通算して四年をこえる者
- (4) 行方不明の者

第七章 教育課程および履修方法

(授業科目)

第二四条 授業科目は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目および専門教育科目に分ける。

2 授業科目およびその単位数は、別表第一から別表第七までのとおりとする。

(単位の計算方法)

第二五条 授業科目の単位数は、次の各号に定める基準により計算するものとする。

- (1) 一般教育科目および保健体育科目に係る講義については、毎週一時間一五週で一単位とする。
- (2) 外国語科目に係る講義については、毎週二時間一五週で一単

位とする。

(3) 基礎教育科目および専門教育科目に係る講義については、毎週二時間一五週で一・五単位とする。

(4) 演習については、毎週二時間一五週で一単位とする。

(5) 実験、実習、実技については、毎週三時間一五週で一単位とする。

(履修単位)

第二六条 学生は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目および専門教育科目について、別表第八に掲げるとおり、一四〇単位を取得しなければならない。

(単位の授与)

第二七条 授業科目を履修した者に対しては、試験のうえ、単位を与える。

(成績)

第二八条 授業科目の履修成績は、上位から優、良、可、不可の四種の評語でもって表わし、優、良、可を合格とする。

第八章 卒業および学士号

(卒業および学士号)

第二九条 本学に四年以上在学し、第二六条に規定する単位を取得した者について、学長は、教授会の議を経て卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 卒業した者は、芸術工学士と称することができる。

第九章 賞罰

(表彰)

第三〇条 研究その他の行為において、すぐれた業績をあげた者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第三一条 この学則その他の諸規則に違反し、または学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学の処分とする。

3 退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行なう。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 停学が二月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

第一〇章 厚生施設

(学生寮)

第三二条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

(保健室)

第三三条 本学に保健室を置き、学生の健康管理および事故の応急

措置を行なう。

第一章 研究生、聴講生および外国人学生

(研究生)

第三四条 本学において、特定の専門事項について、研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することができる者は、その研究事項について、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認めたとする。

3 研究期間は、一年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(聴講生)

第三五条 本学において、特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生は、学期ごとに許可するものとする。

3 聴講生を志願することのできる者は、大学入学資格のある者またはこれと同等以上の学力があると認めたとする。

(外国人学生)

第三六条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、第一四条の規定にかかわらず、選考のうえ入学を許可することができる。

る。

第二章 検定料、入学料、授業料および寄宿料

(検定料等の額)

第三七条 検定料、入学料、授業料および寄宿料の額は、次表のとおりとする。

区分	額
検定料	三、〇〇〇円
入学料	四、〇〇〇円
授業料	年額 一一、〇〇〇円
寄宿料	月額 三〇〇円

(授業料の納付)

第三八条 授業料は、二期に分け、年額の二分の一ずつを、次表に定めるところにより納付しなければならない。

区分	納期
一期(四月から九月まで)	四月一日から四月三〇日まで
二期(一〇月から翌年三月まで)	一〇月一日から一〇月三十一日まで

(復学等の場合の授業料)

第三九条 一期または二期の中途において、復学または入学した者から徴収する授業料の額は、年額の二分の一に相当する額に復

学または入学した月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学または入学の日の属する月に徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第四〇条 学年の途中で卒業する見込みの者から徴収する授業料の額は、年額の二二分の一に相当する額に在学する見込みの月数を乗じて得た額とし、四月に徴収する。ただし、卒業の見込みが一〇月以降であるときは、二期の在学期間に係る授業料は、一〇月に徴収する。

(退学および停学の場合の授業料)

第四一条 一期または二期の途中で退学する者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、徴収する。

(休学の場合の授業料)

第四二条 休学中の者の休学期間中の授業料は、免除する。

(寄宿料の納付)

第四三条 寄宿料は、毎月所定の日までに納付しなければならない。ただし、休業期間における寄宿料については、当該休業期間の開始の前の月とする。

(授業料および寄宿料の免除および徴収の猶予)

第四四条 経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められるときその他やむをえない事情があると認め

られるときは、授業料および寄宿料の全部もしくは一部を免除し、または徴収を猶予することができる。

2 授業料および寄宿料の免除および徴収の猶予に関し必要な事項は、学長が定める。

(研究生および聴講生の授業料等)

第四五条 研究生および聴講生の検定料、入学料および授業料については、学長が定める。

(納付した授業料等)

第四六条 納付した検定料、入学料、授業料および寄宿料は、返付しない。

第二章 公開講座

(公開講座)

第四七条 本学に、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

第三章 補則

(実施事項)

第四八条 この学則に定めるもののほか、この学則の実施に關し必要な事項は、学長が定める。

附則

1 この学則は、昭和四三年 月 日から施行し、同年四月一日から適用する。

自然科学系				社会科学系				人文科学系				授業科目							
数	学	Ⅱ	Ⅲ	社	学	Ⅱ	Ⅲ	心	理	学	Ⅱ	人	文	科	学				
Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	学	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	学	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ				
◎												必修・選択別							
四				四				四				単 位 数							
二				二				二				講		前		一		年	
二				二				二				講		後		一		年	
三				三								講		前		二		年	
二				二				二				講		後		二		年	
二				二				二				講		前		三		年	
												講		後		三		年	
												講		前		四		年	
												講		後		四		年	
物理・科学史				人文地理				歴史(社会思想史)				哲学				備考			

別表第一 一般教育科目等

2 第四条および第五条の規定にかかわらず、教授会および協議会は、当分の間、置かないものとする。

3 第三条の規定にかかわらず、学生寮は、当分の間、置かないものとする。

別表第二 基礎教育科目

基礎造形 I	授業科目			
工画◎環	必修・選択別			
三・五	単位数			
一	講	前	一年	毎 週 授 業 時 間 数
三	実			
一	講	後	二年	
三	実			
	講	前	三年	
	実			
	講	後	四年	
	実			
	講	前	四年	
	実			
	講	後	四年	
	実			
	備考			

- (注) 1 ◎印は、必修を示す(以下同じ)。
 2 「講」は講義、演習を、「実」は実験、実習、実技を示す(以下同じ)。
 3 「前」は前学期を、「後」は後学期を示す(以下同じ)。

保健体育		外国語				
小計	実講 技義	小計	仏語	独語	英語	小計
◎	◎ ◎	◎	◎	◎	◎	◎
四	二 二	一六	二 六	八	四 四	四 四
二	二	八	四	四	一六	二
一・五	一・五					
		八	四	四	一四	二
一・五	一・五				六	
		八	二	二	四	六
一・五	一・五					
		八	二	二	四	六
一・五	一・五					

第八編 九州芸術工科大学の創立

計				数 学 Ⅲ	数 学 Ⅱ	物 理 学 Ⅱ	物 理 学 Ⅰ	経 営 管 理 論	産 業 構 造 論	技 術 論 技 術 史	社 会 心 理 学	文 化 人 類 学	図 学 お よ び 製 図	基 礎 造 形 Ⅱ	
音◎	画◎	工◎	環◎	音◎ 画		◎	◎ 音						工◎ 画環	工◎ 画環	
二 五 ・ 五 ・ 五	一 九 ・ 五 ・ 五	二 二 ・ 五 ・ 五	二 二 ・ 五 ・ 五	三		三 ・ 五	三			一 ・ 五	三	三	三 ・ 五	二	
四二	四二	四二	四二				二		二				一		
六	六	六	六										三		
四二	四二	四二	四二				二		二				一		
六	六	六	六										三		
一 〇	一 〇	一 〇	一 〇		二	一		二		二	二	二			
三三	六	六	六			三								三	
八三	六五	一〇	一〇	二	二	一		二			二	二			
三三	六	六	六			三								三	
二	二	二	二	二											
	統計学を含む。					記号論 物理学を含む。	物理 実験	力学 (交流 理論)			技術の 哲学	マス コミ論 を含む。			

(注) 必修・選択別の欄の◎に附する「環」は環境設計学科の、「工」は工業設計学科の、「画」は画像設計学科の、「音」は音響設計学科のそれぞれ必修科目であることを示す(以下同じ)。

別表第三 専門教育科目(共通)

工 学		シ ス テ ム 工 学						授 業 科 目			必修・選択別	単 位 数	講	前	一年	講	後	実	前	二年	講	後	実	前	三年	講	後	実	前	四年	講	後	実	備 考																							
電	制	情	電	記	シ	主	經	◎	◎	◎																									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
気	御	報	子	号	ス	観	営	〃	〃	〃																									〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
工	学	理	算	論	テ	評	統	実	理	ム																									価	計	習	学	工	法	学	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
画	画	画	◎	◎																																																					
音	工	工	◎	◎																																																					
三	一	三	一	三	三	三	三	三	三	四	三																																														

第一	授 業 科 目			
環境設計 I				
〇 〇	必修・選択別			
四・五 四・五 三	単 位 数			
	講	前	一 年	
	実	後		
	講	前	二 年	
	実	後		
	講	前	三 年	
	実	後		
	講	前	四 年	
	実	後		
備 考				住宅設計、建築設計、建設計画、住宅計画を含む。

別表第四 専門教育科目 (環境設計学科)

					情 報			
計					色 彩 計 画	色 彩 計 論	通 信 工 学	電 気 工 学 実 験
音 ◎	画 ◎	工 ◎	環 ◎		環◎	工◎	画◎	音◎
二・六 〇・五	一・八 〇・五	一・九 〇・五	二・一 〇・五	二・八 九・〇	二	三	三	二
二	二	二	二		二			
二四	二四	二四	四二					
三	三	三	三	三	三			
二六	二六	四四	六二					
三	三	三	三	三	三			
二四	二四	六	六				二	
六	六	三三	三三					三
二二	二二	四	四				二	
三	三	三	三					三
六二	六二	六二	八					
六	六	六	六					
三三	三		三					
								サイバネテイクを含む。

環境構法		環境設計第二						環境設計						
Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	環境設計製図Ⅳ	都市および建築法規	造園計画	交通計画	都市社会学	都市史	都市設計	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	建築史
	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎
四	四	三	四	一・五	四	四	一・五	三	一・五	四・五	三	四	六	三
						二			二					二
													三	
		二			二				二					二
						三							六	
	二	二				二				二				
													九	
	二					二				二				
	三					三							九	
	二				二				二	四				
			二									二		
	二						二			二				
	三													
	一般構造、建築材料および施工を含む。													

形 論		授 業 科 目	
近代 造形 史	造形 " 演 習		
◎		必修・選択別	
一・五 三 二 三		単 位 数	
	講	前	一 年
	実	後	
	講	前	二 年
	実	後	
	講	前	三 年
	実	後	
	講	前	四 年
	実	後	
		備 考	

別表第五 専門教育科目 (工業設計学科)

		環 境 工 学	
計	は 研 究 卒 業 計 画 ま た	都 市 " 室 内 環 境 工 学	構 造 計 画 I II
◎	◎	◎	◎ ◎
三 六 ・ 五	四 九 ・ 〇 六	一 ・ 五 四	四 四 四
二 六			二
三			
四 八			二
三 九			三
四 一 四		二	二
一 二			三
二 一 〇		二	二
三 一 五		三	
一 二 二			
二 二 四	六		
一 〇		二	
三 一 二	一 二		

計 第 二				工 業 設 計 第 一							造				
工 業 材 料	” ” Ⅲ	” ” Ⅱ	” 実習Ⅰ	室内設計理論	機械工学概論	製品開発論	” Ⅱ	工作実験Ⅰ	機能解析および演習Ⅰ	” ” Ⅲ	” ” Ⅱ	” 実習Ⅰ	機器設計理論	” 用具論	生活様式論
◎				◎		◎							◎		◎
三	一	二	二	三	三	三	二	二	三・五	一	二	二	三	三	三
				二									二		二
				三				三				三			
				二								二			二
				三				三				三			
				二	二	二		三							二
				三				三				三			
				三								三			

間 工 学						工 業 設								
〃	人間行動論	〃	知覚構成論	〃	人間生態学	〃	労働態学	キネシオロジー 〃実習および 演習	人間工学概論	〃	工房実習 I	機能解析および 演習 II	製造方法論	
						◎	◎	◎						
一	一・五	一	一・五	一	一・五	一	二	一・五	一	三	二	二	三・五	三
			二							二				
								二	二				三	
								二	三				三	
	二				二								三	二
								三					三	
二				二				二					三	二
					三								三	
			三											

別表第六 専門教育科目(画像設計学科)

画像論				授 業 科 目	必修・選択別	単 位 数				
よ び 実 験	視 覚 心 理 学 お	画 像 情 報 特 論	画 像 文 化 史			二 演 習	画 像 情 報 概 論	講 義	実 習	前 後
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
				◎	◎					
情報産業論 ” ” 構伝達論 成研究						備 考				

		人	
計	学外工場実習	卒業研究	生機構学 ” 演習 実習
◎		◎	
五 七	三 〇	六	一 ・ 五 一
三			
四八			
二 三			
二 〇			
二 二			三
一 八	八		
一 五			
二 〇	六		
一 五			
六		二	二
九	九		
九		九	
	四次夏期休暇中		

音響構成		聴覚・音声						
物理音響学	音響構成	楽器音響学	音響合成	音響分析	音聲	音響心理	聴覚音声声理概論	音楽史
	II	I			III	II		I
◎	◎			◎			◎	◎
四	二・五	二・五	一・五	一・五	二	一・五	二	三
							二	
							二	二
							三	
							二	二
							三	
二				二				一
				三	三			
二			二		二			一
三					三			
			二					一 一
								一
	二 二							一 一
	三 三							一
					実験 物理情報伝達、 言語学等 音声 実験			

一般教育科目			科目区分	学科区分	
小	自然科学系	社会科学系			人文科学系
四	四			必修	環境設計学科
三三二	八	一二	一二	選択	工業設計学科
四	四			必修	画像設計学科
三三二	八	一二	一二	選択	音響設計学科
四	四			必修	
三三二	八	一二	一二	選択	

別表第八 履修単位数

計	卒業研究	騒音制御	建築音響設計演習		騒音制御II	騒音制御I	建築	電気
◎	◎	〇	〇		二・五	二・五	◎	◎
二	六	一	一		二・五	二・五	二・五	五
三								
三								
二五								
三四								
四五								
三四								
二六								
八四								二
四八								三
八七								三
九五					二	二	二	二
一二三	六				三	三	三	三
五三								
一三六	二二	二	二					
					音防振、固体伝搬	音遮音、空気伝搬		

総計	専門教育科目		基礎教育科目	保健体育科目	外国語科目
	学科別	共通			
九五	四九・五	九	一二・五	四	一六
四五	一三				
七八	三〇	一一・五	一二・五	四	一六
六二	三〇				
九三・五	三四・五	一九・五	一五・五	四	一六
四六・五	一四・五				
九五	四五	一六・五	九・五	四	一六
四五					

〔註〕 原本横書き。

四四五 九州芸術工科大学附属図書館規則

(一九六八(昭和四三)年五月二三日施行)

(目的)

第一条 九州芸術工科大学附属図書館(以下「附属図書館」という)は、教育研究に必要な図書館資料を収集整理して職員および学生

の利用に供し、図書館奉仕を行なうとともに、九州芸術工科大学が所蔵する図書館資料の総合管理を行なうことを目的とする。

(館長)

第二条 附属図書館に館長を置く。

2 館長は、館務を掌理する。

(附属図書館委員会)

第三条 附属図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるため、九州芸術工科大学附属図書館委員会(以下「附属図書館委員会」という)を置く。

2 附属図書館委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(細則)

第四条 この規則に定めるもののほか、附属図書館の運営に関し必要な事項は、学長の承認を得て、館長が細則で定める。

附則

この規則は、昭和四三年五月二三日から施行する。

〔註〕 原本横書き。

四四六 九州芸術工科大学事務組織規程

(一九六八(昭和四三)年七月一五日制定)

九州芸術工科大学事務組織規程

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、国立学校設置法施行規則(昭和三九年文部省令第一一〇号)および国立大学の事務局等の部及び課に関する訓令(昭和四二年文部省訓令第二〇号)の規定に基づき、九州芸術工科大学の事務組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 事務局の課の所掌事務

(庶務課の所掌事務)

第二条 庶務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務に関し、総括し、および連絡調整すること。
- (2) 学則その他の学内規則の制定および改廃ならびに審査に関すること。
- (3) 教授会その他の会議に関すること。
- (4) 儀式その他の行事に関すること。
- (5) 大学の制度、組織および機構に関すること。
- (6) 内地研究員、在外研究員等に関すること。
- (7) 学会、協会等学術団体との連絡に関すること。
- (8) 科学研究費に関すること(経理に関することを除く。)

- (9) 渉外に関すること。
- (10) 広報に関すること。
- (11) 公印の制定および管守に関すること(会計機関の公印の管守に関することを除く。)
- (12) 文書の接受、発送および保存に関すること。
- (13) 宿日直に関すること。
- (14) 職員職階、任免、給与、分限および懲戒に関すること。
- (15) 職員の定員に関すること。
- (16) 職員の服務、能率および災害補償に関すること。
- (17) 職員団体にに関すること。
- (18) 恩給、退職手当および共済組合の長期給付に関すること。
- (19) 栄典および表彰に関すること。
- (20) 人事記録に関すること。
- (21) 調査統計に関すること。
- (22) 前各号に掲げるもののほか、他の課の所掌に属しないこと。

(会計課の所掌事務)

第三条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務および施設整備に関し、総括し、および連絡調整すること。
- (2) 予算および決算に関すること。
- (3) 債権の管理に関すること。

- (4) 物品の管理に関すること。
- (5) 会計の監査に関すること。
- (6) 支出負担行為に関すること。
- (7) 収入、支出および計算証明に関すること。
- (8) 歳入歳出外現金および有価証券に関すること。
- (9) 前渡資金に関すること。
- (10) 給与等の支給および所得税等の徴収に関すること。
- (11) 国有財産に関すること。
- (12) 公務員宿舎に関すること。
- (13) 科学研究費等の経理および委任経理に関すること。
- (14) 共済組合に関すること（長期給付に関するものを除く）。
- (15) 会計諸規程に関すること。
- (16) 会計機関の公印の管守に関すること。
- (17) 防火管理および警備取締に関すること。
- (18) 施設の立地計画、環境整備および確保保全に関すること。
- (19) 営繕工事にに関すること。
- (20) 建物、土地、電気、ガス、水道、電話、冷暖房施設の維持保全に関すること。
- (21) 課の所掌事務に係る調査および諸報告に関すること。
- (22) 前各号に掲げるもののほか、会計事務および施設整備に関すること。

第三章 学生部の課の所掌事務

(学生課の所掌事務)

第四条 学生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の厚生補導および教務に関し、総括し、および連絡調整すること。
- (2) 学生委員会その他学生の厚生補導に関する会議に関すること。
- (3) 入学者の選抜に関すること。
- (4) 学生の修学指導に関すること。
- (5) 教育課程の編成および授業に関すること。
- (6) 学生の学業成績の整理および記録に関すること。
- (7) 学生の学籍に関すること。
- (8) 入学式および卒業式に関すること。
- (9) 公開講座に関すること。
- (10) 学生の課外教育に関すること。
- (11) 学生の賞罰に関すること。
- (12) 学生および学生団体の指導監督に関すること。
- (13) 学生に対する職業指導および就職のあっせんに関すること。
- (14) 学生のアルバイトおよび宿舍のあっせんに関すること。
- (15) 学生に対する奨学金に関すること。
- (16) 授業料の免除および徴収の猶予に関すること。

- (17) 学生の保健管理および保健施設の管理運営に関すること。
- (18) 学生の厚生施設の管理運営および厚生事業に関すること。
- (19) 学生寄宿舎の管理運営および寮生の指導監督に関すること。
- (20) 学生旅客運賃割引証に関すること。
- (21) 課の所掌事務に係る調査および諸報告に関すること。
- (22) 前各号に掲げるもののほか、学生の厚生補導および教務に関すること。

第四章 係

(課の係および係長)

第五条 事務局および学生部の課に、その事務を分掌させるため、学長が細則で定めるところにより、係を置く。

2 係に係長を置く。

3 係長は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

(附属図書館の係および係長)

第六条 附属図書館に、附属図書館に係る事務を所掌させるため、学長が細則で定めるところにより係を置く。

2 附属図書館の係に係長を置く。

3 附属図書館の係長は、附属図書館長の命を受け、事務局長および庶務課長の総括の下に所掌事務を処理する。

附則

この規程は、昭和四三年七月一五日から施行し、同年四月一日か

ら適用する。

(註) 原本横書き。

四四七 九州芸術工科大学管理運営規則

(一九七〇(昭和四五)年五月一日制定)

九州芸術工科大学管理運営規則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 九州芸術工科大学(以下「本学」という。)における管理運営に関する機関の組織、所掌事項、運営等については、法令またはこれに基づき特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(管理運営に関する機関の構成員の責務)

第二条 管理運営に関する機関の構成員は、その機関において、それぞれに係る学科、系列等の意思の反映に努めるとともに、審議にあたっては、その機関の趣旨にしたがつて、全学的視野のもとにこれに参加しなければならない。

第二章 教授会

(設置)

第三条 管理運営に関する重要事項を審議させるため、教授会を置く。

2 教授会は、常置教授会および拡大教授会の二種類とし、この規則の定めるところにより、常置教授会は通常の事項を、拡大教授会は基準的事項を所掌する。

(構成員)

第四条 常置教授会は、学長および教授の全員で構成する。

2 拡大教授会は、学長、教授、助教授、専任の講師および助手の全員で構成する。

3 事務局長（事務局長に事故があるときは、その代理者）は、授会のすべての会議に出席し、議事について助言する。

(常置教授会の所掌事項)

第五条 次に掲げる事項は、常置教授会の議を経なければならない。

- (1) 教員の選考
- (2) 教員の勤務評定措置
- (3) 教員の転任、降任、免職および懲戒の審査
- (4) 教員定員の運用方針
- (5) 学生の入学、退学、転学、休学および卒業の認定
- (6) 入学者選抜試験の実施方法および合格者の査定
- (7) 学生の懲戒処分および表彰
- (8) 文部省、国立大学協会等からの制度等に関する照会の回答

(拡大教授会の所掌事項)

第六条 次に掲げる事項は、拡大教授会の議を経なければならない。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|------|---------------------------|---------------------|-----------|-------------------------|----------------------|---------------|---------|-----------|---------------------------|------------------------|-------|------------------------|---------|-------------|------------|----------|----------------------------|-----------------------|-----|--|
| (21) | (20) | (19) | (18) | (17) | (16) | (15) | (14) | (13) | (12) | (11) | (10) | (9) | (8) | (7) | (6) | (5) | (4) | (3) | (2) | (1) | |
| 入学者選抜試験の実施方針および合格者の査定基準 | 学年暦 | 学生の入学、退学、転学、休学および卒業の認定の基準 | 寄附の受納および受託研究の受入れの基準 | 予算の学内配分基準 | 在外研究員、科学研究費補助金等の応募の推薦基準 | 附属図書館その他の共同利用施設の運営方針 | 施設の将来計画の策定の方針 | 教育課程の編成 | 教務職員の選考基準 | 学長、附属図書館長および教員の併任および兼業の基準 | 学長、附属図書館長および教員の外国出張の基準 | 教員の停年 | 教員の転任、降任、免職、および懲戒の審査基準 | 教員の選考基準 | 学長の代理者の選考基準 | 重要な式典の実施方針 | 概算要求編成方針 | 学科、学科目、研究施設その他重要施設の設置および廃止 | 教授会その他の管理運営機関の設置および廃止 | 学則 | |

(22) 学内の秩序維持基準

(23) 学生の懲戒および表彰の基準

(24) 学生の課外活動、団体等に対する指導方針

(25) 学生寮その他の学生の厚生施設の管理運営方針

(26) 研究生および聴講生の受入れの基準

(招集)

第七条 教授会の会議は、学長が招集する。ただし、構成員の四分の一以上の者から付議すべき事項を示して請求があつた場合は、招集しなければならない。

2 前項の招集にあつては、原則として、付議事項を明示して行なうものとする。

3 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名する教授がその職務を行なう。

(議長等)

第八条 常置教授会に議長を置き、学長(前条第三項の教授を含む)

をもつてあてる。

2 拡大教授会に議長および副議長各一人を置き、拡大教授会において選挙により選出する。

3 議長は、議事を整理する。

4 副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 拡大教授会の議長および副議長の任期は、一年とし、再任をさまたげない。

(議案の提出)

第九条 教授会への議案の提出は、学長が行なう。

2 教授会の構成員は、学長に対し、議案の提案を請求することができる。

(会議の成立)

第一〇条 教授会は、構成員の三分の二以上の者が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前二項の規定による会議および議事の定足数については、特定の事項について、別段の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第一条 議長は、必要があると認めるときは、教授会の同意を得て、構成員以外の者を出席させることができる。

2 前項の出席者は、採決に参加しないものとする。

(調査委員会等の設置)

第十二条 教授会は、その所掌事項について、調査等を行なわせるため、委員会を置くことができる。

(細目)

第三条 第三条から前条までに定めるもののほか、教授会の運営に
関し必要な細目は、教授会の議を経て、学長が定める。

第三章 協議会

(設置)

第十四条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）に定める事
項を審議させるため、協議会を置く。

2 協議会は、常置教授会の構成員で構成する常置協議会および拡
大教授会の構成員で構成する拡大協議会の二種類とする。

(常置協議会の所掌事項)

第十五条 次に掲げる事項は、常置協議会の議を経なければならな
い。

(1) 学長の選考

(2) 学長の転任、免職および懲戒の審査

(3) 学長、附属図書館長および教員の休職期間

(4) 学長の勤務評定措置

(5) 学長、附属図書館長および教員のサービスの根本基準の実施事項

(拡大協議会の所掌事項)

第十六条 次に掲げる事項は、拡大協議会の議を経なければならな
い。

(1) 学長および附属図書館長の選考基準（任期を含む。）

(2) 学長の転任、免職および懲戒の審査基準

(3) 学長、附属図書館長および教員の勤務評定基準

(準用)

第十七条 第七条から第二十条までの規定は、協議会に準用する。

第四章 学長

(学長)

第十八条 学長は、教授会（協議会を含む。以下同じ。）の議にのつ
とり、本学の総括責任者として、その管理運営にあたる。

2 学長は、教授会その他の機関の議を経るものと規定されている
事項以外の事項について専決する。

(教授会の議決に対する学長の異議)

第十九条 学長は、教授会の議決した事項に対して異議がある場合
は、理由を付して、これを再議に付することができる。

第五章 企画運営委員会および特別委員会

(企画運営委員会の設置)

第二十条 学長の諮問に応じ、教授会に提出する議案および教授会
の議に基づく学長の実施事項について審議させるため、企画運営
委員会を置く。

2 企画運営委員会は、前項に規定するもののほか、学長の教授会
への議案の提出について、これを補佐する事務を行なう。

(構成員)

第二十一条 企画運営委員会は、学長、附属図書館長、事務局長およ

び学生部長ならびに次に掲げる者で構成する。

- (1) 学科ごとに選出する教員 各一人
 - (2) 一般教育等の分野（基礎教育の分野を含む。以下「一般教育等系列」という。）で選出する教員 一人
 - (3) 共通専門教育の分野（以下「共通専門教育系列」という。）で選出する教員 一人
 - (4) 学長が指名する教員（学長が必要と認めた場合に限る。）三人以内
- 2 委員の任期は、一年とし、再任をさまたげない。ただし、引き続き二年を越えて在任することはできない。
- （審議事項）
- 第二条 企画運営委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項について審議するものとする。
- (1) 教授会に提出する議案（教授会の構成員から請求のあつた提案の採否を含む。）
 - (2) 教員定員の運用
 - (3) 概算要求の編成
 - (4) 重要な式典の実施
 - (5) 教員の外国出張
 - (6) 在外研究員、科学研究費補助金等の応募の推薦
 - (7) 寄附の受納および受託研究の受入れ

(8) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた事項

（招集）

第三条 学長は、企画運営委員会の会議を招集し、その議長となる。

（特別委員会の委員長の出席）

第四条 企画運営委員会は、次に定める特別委員会の委員長の出席を求め、意見を聞くことができる。

（特別委員会）

第五条 学長の諮問に応じ、特定の事項に関し、教授会の議案の原案および教授会の議に基づき学長の実施事項について審議させるため、企画運営委員会の総括のもとに、特別委員会を置く。

2 特別委員会の構成員は、教授会が選出するものとする。

3 特別委員会の組織、運営等については、別に定める。

第六章 学科会議および系列会議

（設置）

第二六条 各学科に学科会議を、一般教育等系列および共通専門教育系列にそれぞれ系列会議を置く。

2 学科会議および系列会議は、当該学科または系列の運営に関する事項について協議するとともに、学長の諮問に応じ、当該学科または系列に関する事項について審議する。

（構成員）

第二十七条 学科会議および系列会議は、当該学科または系列の教員の全員で構成する。

(招集等)

第二十八条 学科会議および系列会議は、当該学科または系列で選出の企画運営委員会委員が招集し、その事務を処理する。

第七章 専門委員会

(設置)

第二十九条 附属図書館長、事務局長または学生部長の諮問に応じ、その所管の特定事項について審議させるため、専門委員会を置く。

2 専門委員会の組織および運営については、別に定める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、昭和四五年四月一日から施行する。

2 この規則は、この規則施行後最初に開かれる拡大教授会において確認を受けるものとする。

(九州芸術工科大学運営委員会規則および九州芸術工科大学教官会議規則の廃止)

3 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 九州芸術工科大学運営委員会規則(昭和四三年度芸工大規則第七号)

(2) 九州芸術工科大学教官会議規則(昭和四三年度芸工大規則第七号)

八号

(経過規定)

4 この規則施行の際現にある規則で、この規則により教授会の議を経るものと規定されているものは、この規則の定めるところにより、教授会の議を経て定められたものとみなす。

5 この規則施行の際現にある各種の委員会は、当分の間、その目的および所掌事項に応じて、この規則に定める特別委員会、専門委員会その他の委員会として設置されたものとみなす。

(二年後の再検討)

6 この規則は、施行の日から起算して二年後に再検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

(制定理由)

教授会の設置その他管理運営組織について、組織、所掌事項、運営等について定めようとするものである。

(註) 原本横書き。

四四八 九州芸術工科大学長選考規則

(一九七一年二月二日制定)

九州芸術工科大学長選考規則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

第四条第八号第一項および第二十五条第一項の規定に基づき、九州

芸術工科大学学長候補者（以下「学長候補者」という。）の選考の基準等について定めることを目的とする。

（選考機関）

第二条 学長候補者の選考は、この規則の定めるところにより協議会が行なう。

（学長候補者の資格）

第三条 学長候補者となることのできる者は、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、教育行政に関し識見を有する者とする。

（選考の事由および時期）

第四条 協議会は、次の各号の一に該当する場合は、学長候補者の選考を行なうものとする。

(1) 学長の任期が満了するとき。

(2) 学長の辞任を認めるとき。

(3) 学長が欠員となつたとき。

2 学長候補者の選考は、原則として、前項第一号の場合は任期満了の一月以前に、同項第二号または第三号の場合はそのつどすみやかに行なうものとする。

（選考の方法）

第五条 協議会は、学長候補者を選考するため、九州芸術工科大学

（以下「本学」という。）の学長、教授、助教授、専任の講師および

助手（以下「選挙資格者」という。）に選挙を行なわせる。

2 前項の選挙は、第一次選挙および第二次選挙とする。

第二章 学長候補者の選考の開始

（選挙開始の公示）

第六条 協議会は、第四条の規定に基づき学長候補者の選考を行なおうとする場合は、次の各号に掲げる事項を定めて選挙の開始を確認し、これを公示するものとする。

(1) 学長候補者として適任である者の推薦の受付期間

(2) 第一次選挙の期日

(3) 第二次選挙の期日

2 前項第一号の期間は、公示の日から五日間以内とする。

3 第一項第二号および第三号の期日は、公示の日から二〇日以内とし、その間に三日以上の期間を置くものとする。

4 第一項の公示は、九州芸術工科大学公報に掲載して行なうものとする。

（選挙管理委員会の設置）

第七条 協議会は、前条の規定により選挙の開始を確認した場合は、選挙の事務を管理させるため、学長候補者選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を置く。

（選挙管理委員会の組織）

第八条 選挙管理委員会は、協議会が構成員の互選によつて定める委員五人で組織する。

- 2 選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。
- 3 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を掌理する。
- 4 委員は、第二条の規定により推薦候補者になつた場合は、辞任するものとする。

(予備委員)

第九条 協議会は、前条第一項の規定により委員を定める場合においては、同時に、同数の予備委員を定めるものとする。

- 2 予備委員は、委員が欠けた場合または事故のある場合に、選出された順位にしたがい、その職務を行なう。

第三章 選挙

(選挙の方法)

第一〇条 選挙は、投票によるものとし、非公開とする。

- 2 選挙は、選挙資格者の過半数の者の投票（投票の効力にかかわらないものとする。）を必要とし、これに達しない場合は、再選挙を行なう。

3 投票は、記号式とし、投票用紙は、別記様式第一のとおりとする。

4 選挙の日自ら投票場所へ行き投票することができない者については、選挙管理委員会が定めるところにより、不在者投票を

認める。

(選挙資格者の確認)

第一条 選挙管理委員会は、選挙資格者を確認するため、別記様式第二により、選挙資格者名簿を作成し、縦覧に供するものとする。

2 選挙資格者名簿は、第六条の公示の日に本学に在職する者について作成し、選挙の日までに異動があつた場合は、補正等を行なうものとする。

(学長候補者として適任である者の推薦)

第二条 選挙は、選挙資格者が本学の内外から、学長候補者として適任であると推薦した者（以下「推薦候補者」という。）について行なう。

2 前項の推薦は、選挙資格者が別記様式第三による推薦書を選挙管理委員会に提出することにより、自由に行なうことができる。

3 選挙管理委員会は、前項の推薦書を受け付ける場合において、同一の者について重複して推薦書の提出があつたときは、当該推薦者に協議を命じ、推薦書の一つに統合させるものとする。

(推薦候補者の公示)

第三条 選挙管理委員会は、前条の規定により受け付けた推薦候補者を、第六条第一項第一号の受付期間終了後すみやかに公示するものとする。

2 第六条第四項の規定は、前項の公示に準用する。この場合において、掲載の要領は、次のとおりとする。

- (1) 掲載の順序は、推薦書の受付の順序によるものとする。
- (2) 掲載文は、推薦書の原文のままとする。

(第一次選挙の通知)

第一四条 選挙管理委員会は、前条の公示後、直ちに選挙資格者に対し、第一次選挙の日時および場所を通知するものとする。

(第一次選挙)

第一五条 第一次選挙は、選挙資格者に、第一三条の推薦候補者のうちから二人を記載して投票させるものとする。

2 選挙の開票は、投票終了後直ちに行なうものとし、その結果、得票上位の者五人を第一次候補者とする。ただし、末位に得票が同数の者があるときは、そのすべての者をこれに含める。

(第一次候補者の公示)

第一六条 選挙管理委員会は、第一次候補者を、第一次選挙終了後すみやかに公示するものとする。

2 第六条第四項の規定は、前項の公示に準用する。この場合において、掲載の要領は、別記様式第四のとおりとする。

(第二次選挙の通知)

第一七条 選挙管理委員会は、前条の公示後、直ちに選挙資格者に対し、第一次選挙の結果ならびに第二次選挙の日時および場所を

通知するものとする。

(第二次選挙)

第一八条 第二次選挙は、選挙資格者に、第一六条の第一次候補者のうちから一人を記載して投票させるものとする。

2 選挙の開票は、投票終了後直ちに行なうものとし、その結果、有効投票の過半数の得票者を当選候補者とする。この場合において、有効投票の過半数の得票者がない場合は、次条の定めるところにより決選投票を行なう。

(決選投票)

第一九条 前条第二項後段の規定による決選投票は、次の各号に定めるところにより行なうものとする。

- (1) 決選投票は、前条第二項の開票終了後、すみやかに行なうものとする。

(2) 決選投票は、前条第二項の開票の結果、得票上位の者の二人（末位に得票が同数の者があるときは、これを加える。）を候補者とし、選挙資格者に、このうちから一人を記載させて投票させるものとする。

2 第一六条第一項、第一七条および前条第二項の規定は、前項の決選投票に準用する。ただし、前項第二号の候補者が二人の場合で、得票が同数となったときは、年長者を当選候補者とする。

(推薦候補者が五人以下の場合の選挙)

第二〇条 第二二条の規定により受け付けた推薦候補者が五人以下

の場合は、第一次選挙を行なわないものとし、当該候補者のすべてを第一次候補者とする。この場合において、選挙管理委員会は、第一三条の公示の際その旨を併せ公示するとともに、第一七条の第二次選挙の通知をすみやかに行なうものとする。

2 第一次候補者が一人の場合の第二次選挙は、第一八条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより行なうものとする。

(1) 選挙は、選挙資格者に、当該第一次候補者について、適任かどうかを記載させて投票させるものとする。

(2) 適任とする票が有効投票の過半数となつたときは、当該第一次候補者を当選候補者とする。

3 第一次候補者が二人の場合の第二次選挙については、前条第二項ただし書の規定を準用する。

(投票の効力)

第二二条 第一次選挙において、一人についてのみ記載した投票は有効とし、三人以上について記載した投票は無効とする。

2 第二次選挙（決選投票の場合を含む。）において、二人以上について記載した投票は、無効とする。

3 候補者の何人について記載したかを確認し難い投票（全く記載のないものを含む。）は、無効とする。

4 前三項に定めるもののほか、投票の効力に疑義があるときは、

選挙管理委員会が決定する。

第四章 学長候補者の決定

(学長候補者の決定)

第二二条 前章に定めるところにより、選挙が終了したときは、選挙管理委員会は、その結果を協議会に報告するものとする。

2 協議会は、前項の報告に基づき、学長候補者を決定し、学長またはその事務を代理する者に報告するとともに、これを公示する。

3 学長候補者の承諾は、協議会がその定めるところにより求めるものとする。

4 第六条第四項の規定は、第二項の公示に準用する。

(再選考)

第二三条 学長候補者となつた者が辞退した場合または協議会が再選考の必要があると認めた場合は、協議会は、その理由を示し、この規則により改めて選挙を行なうものとする。この場合においては、辞退した者を、第二二条の規定により改めて推薦候補者にすることはできない。

第五章 学長の任期

(学長の任期)

第二四条 学長の任期は、四年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は二年とし、引き続き八年をこえて在任することはできない。

附則

- 1 この規則は、昭和四十六年二月二日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に学長のある者は、この規則の定めるところにより選考されたものとみなし、その任期は、昭和四十七年三月三十一日までとする。

〔註〕 原本横書き、『公報』第五七号。

四四九 がんばれ『開拓者』 九州芸工大で開学式

〔西日本新聞〕一九六八（昭和四三年）年五月一日

がんばれ『開拓者』 九州芸工大で開学式

アート・デザイナーを養成する日本初の国立九州芸術工科大（福岡市塩原、小池新二学長）の開学式が一日午前十時から同大講堂で行なわれた。

灘尾弘吉文部大臣をはじめ誘致に貢献した安川第五郎九州芸工大協力会長、亀井光福岡県知事、阿部福岡市長ら地元関係者などおよそ八十人が出席、すでに入学している第一期生百十四人といっしょに晴れの門出を祝った。

小池学長は『現代の専門化した技術の分野を、社会の新しい要求に応じ有効適切に総合し、組織する能力をもった創造性の高い設計家を養成する日本で初の大学である。われわれは学生、教授、一致協力、開拓者の情熱をもって夢多い大学の理想に向かって進まねば

ならない』と式辞。灘尾文部大臣も『明るい社会の環境をつくるには科学と芸術の結合が必要だ。そのため設計の開拓を旨とする学生諸君は、先生と一体になって伝統ある大学を築き上げてほしい』と祝いのことばを贈った。また宮地大学学術局長は発足までの経過を報告した。

正午から同市天神ビル十一階ホールで祝賀会、午後六時からは電気ホールで音楽会などと、多彩な開学記念行事が催された。